

春日部市  
業務継続計画・受援計画

令和8年4月

春日部市



## 目次

第1章総則.....	1
第1節背景・目的.....	1
第2節業務継続計画の意義.....	2
第3節基本的な考え方.....	3
1 非常時優先業務の定義.....	3
2 非常時優先業務の実施方針.....	4
第4節計画の発動・終了基準.....	5
1 計画の発動基準.....	5
2 計画の終了基準.....	5
第5節地域防災計画との関係性.....	6
第2章被害想定.....	7
第1節地震被害想定.....	7
1 考え方.....	7
2 市内の被害想定.....	8
3 庁舎等の被害想定.....	9
耐震性ランクと震度の関係性.....	9
第2節風水害被害想定.....	10
1 考え方.....	10
2 市内の被害想定.....	10
3 庁舎等の被害想定.....	11
第3章災害対策の実施体制.....	12
第1節災害警戒本部.....	12
第2節災害対策本部.....	13
第3節災害対策本部における受援体制（概要）.....	15
第4章非常時における業務継続のための体制確立.....	16
第1節首長不在時の代行順位.....	16
第2節職員の参集体制（参集想定）.....	17
1 前提条件.....	17
2 参集想定結果.....	17
第3節代替拠点の特定.....	18
第4節必要資源の確保.....	19
1 電力.....	19
2 食料・飲料水.....	19
3 トイレ.....	20
第5節多様な通信手段の確保.....	21
第6節行政データのバックアップ.....	22
1 基幹系システム.....	22
2 その他のシステム.....	22
第5章非常時優先業務.....	23

第1節非常時優先業務の前提.....	23
1 対象期間.....	23
2 選定基準.....	23
3 選定方法.....	23
4 選定結果.....	24
第2節市における非常時優先業務内容.....	25
第6章受援体制.....	46
第1節受援の根拠.....	47
1 災害対策基本法.....	47
2 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き.....	47
3 埼玉県広域受援計画.....	47
第2節人的受援.....	48
1 市内全体の受援組織の設置.....	48
2 各課の受援担当の役割.....	49
3 県応援職員等の受入れに関する基本的な流れ.....	49
4 消防機関による応援.....	52
5 警察機関による応援.....	53
6 自衛隊による応援.....	54
7 医療機関等による応援.....	56
8 災害ボランティアによる応援.....	57
第3節物的受援.....	58
1 物的支援の受入手順.....	58
2 物資集積場所の運営.....	61
3 道路状況の確認.....	61
4 物資の確保.....	61
5 物資に関するニーズの把握.....	66
6 物資の受入れ・仕分け・輸送.....	66
7 その他拠点での物資配布.....	67
8 個人からの義援物資の取扱い.....	67
第4節費用負担.....	68
1 協定に基づいた費用負担.....	68
2 埼玉県市町村間の相互応援協定に基づいた応援費用負担.....	68
3 協定に基づかない応援の費用負担.....	69
4 特別交付税措置.....	69
第5節主な受援対象業務.....	70
第7章課題と対策.....	71
第8章計画の定着・改定.....	72
1 研修・訓練の実施.....	72
2 計画の見直し.....	72

別図1	大沼公園災害拠点平面図.....	73
別図2	大沼公園を活動拠点とする場合のエリア分けパターンのイメージ図.....	74
別図3	大沼公園を活動拠点とする場合のエリア分けパターンの判断フロー.....	75



# 第1章 総則

## 第1節 背景・目的

大規模災害時には、市庁舎等の建物やパソコン・OA機器などが被害を受けるとともに、市職員も被災することが想定され、平常時の業務執行環境を前提とした通常業務を行うことは困難である。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設運営、物資の調達、管理及び供給、応急危険度判定、罹災証明書の交付等の多種多様な災害対応に関する業務が発生することから、大規模災害が発生した場合を想定し、優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定することで、迅速かつ的確に災害対策を実施することが可能となる。

さらには、令和元年東日本台風の教訓として、人手の不足している業務の把握や応援職員の円滑な要請について課題があり、近年発生した大規模災害においても、人的・物的資源に関する支援の円滑な受入れが災害対応を進めていく上で非常に重要であることが明らかとなっている。

そのため、市では、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、春日部市業務継続計画を見直すとともに、既存の「春日部市災害時広域受援マニュアル」との関係を整理し、「春日部市業務継続計画・受援計画（以下「本計画」という。）」として策定した。

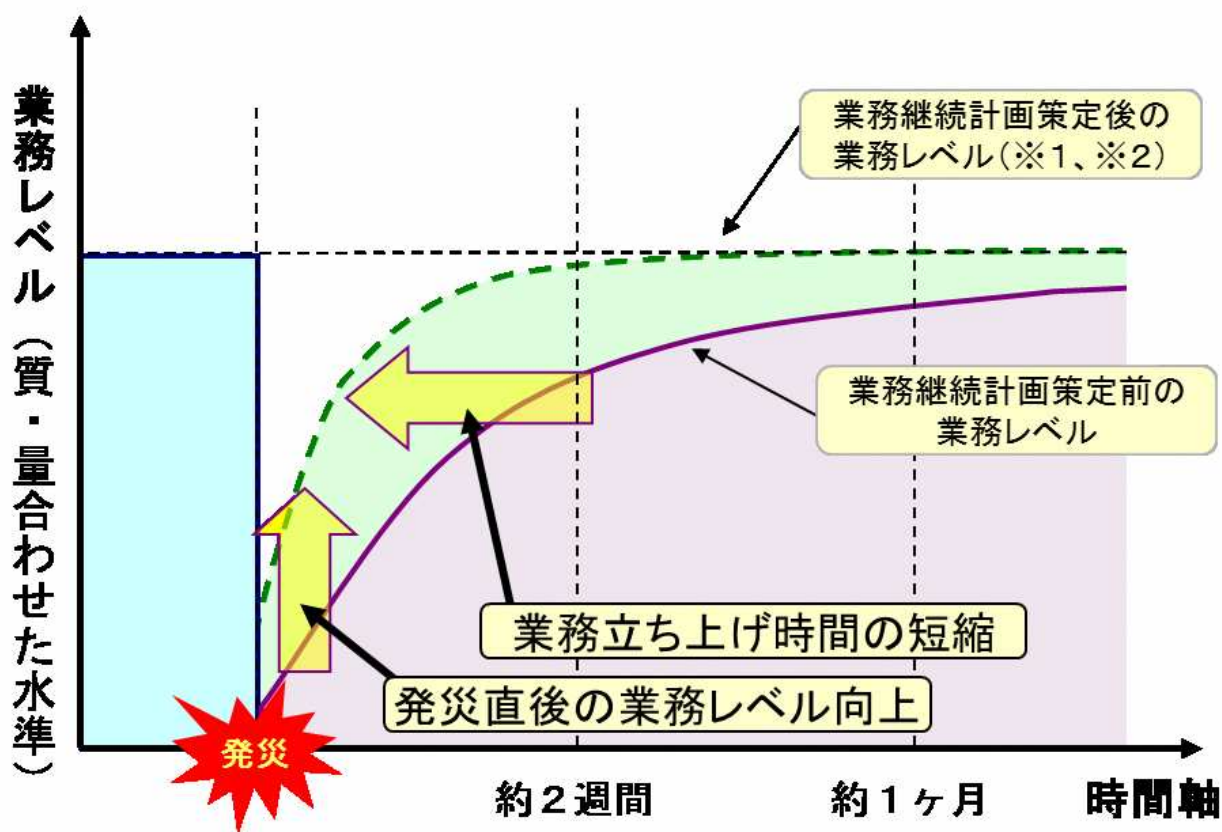
なお、本計画では、従前のおり、震災による被害を想定するとともに、令和元年東日本台風での教訓を生かすため、新たに風水害による被害も想定するものとする。

## 第2節 業務継続計画の意義

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、災害時であっても組織としての社会的役割や責務を果たすべく、その機能を確保するとともに、中断が許されない業務又は中断したとしても早期復旧・開始を必要とする業務について、継続又は早期復旧・開始させるため、事前にその対応の考え方と、準備として取り組むべき対策事項を計画化したものである。

業務継続計画に基づく事前対策や事後対応を図ることにより、図1-1「業務継続計画の策定に伴う効果」に示すように、非常時優先業務を確実に継続又は早期復旧・開始することが可能となる。

図1-1 業務継続計画の策定に伴う効果



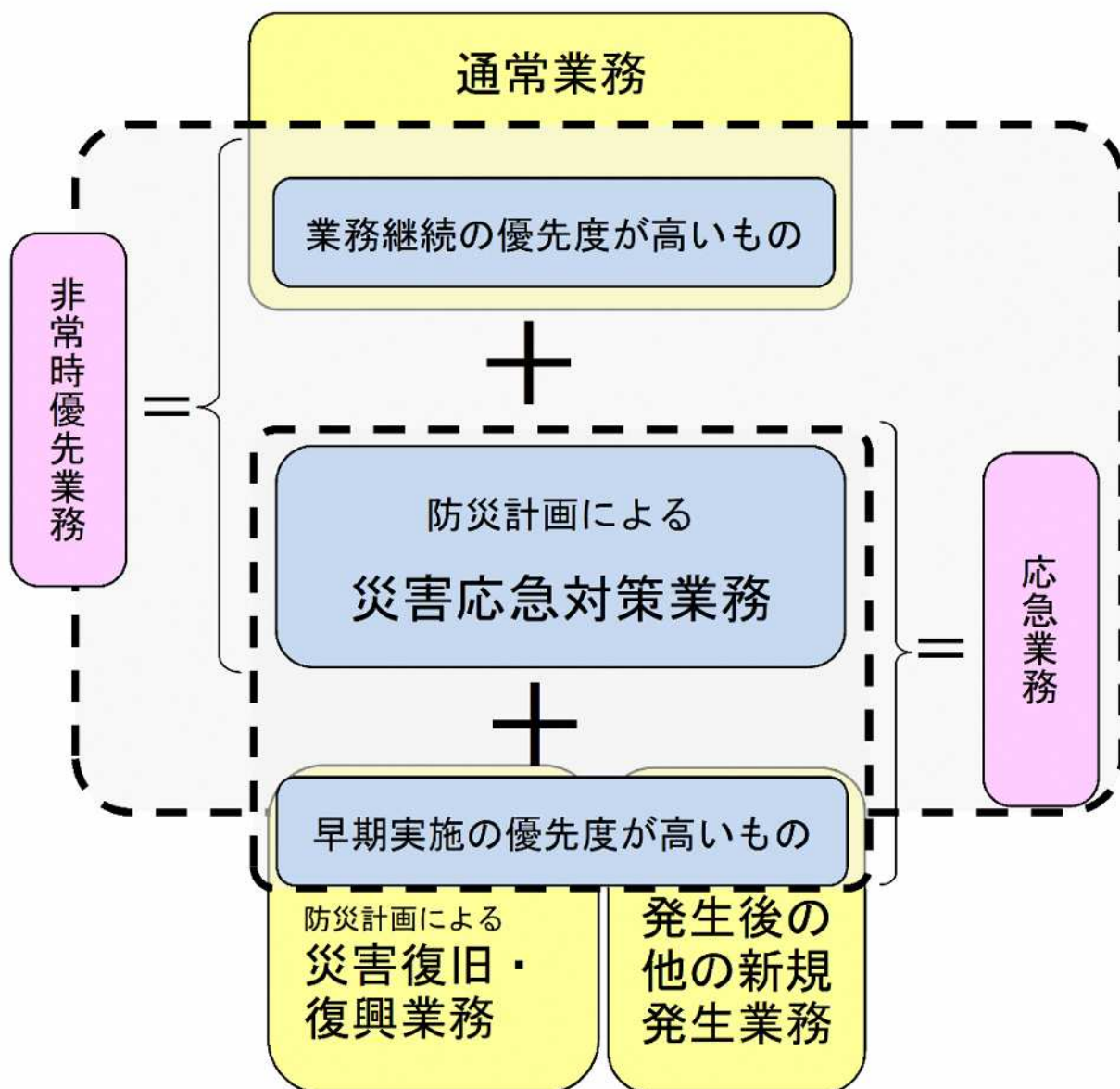
- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関を活用し、業務の実効性を確保することで、業務レベルを適正に維持し、災害対応を迅速に行うことが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源の対策等を通じて、計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

### 第3節 基本的な考え方

#### 1 非常時優先業務の定義

災害時に実施する非常時優先業務は、大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のことで、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

図1-2 非常時優先業務のイメージ



## 2 非常時優先業務の実施方針

大規模災害時においても市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが重要な責務であり、その機能を継続するため、以下の内容に基づいて業務継続を図ることで、災害対策の実効性を確保するものとする。

### (1) 市民の命をつなぐ災害応急対策業務を最優先で実施する。

災害発生直後については、全ての応急業務を一斉に開始せずに、救急・救助活動や指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営、物資の調達及び配布などの市民の生命、身体に関わる災害応急対策業務を最優先で実施するとともに、ライフラインの維持や復旧について、迅速に行うものとする。

その後、順次、罹災証明書や災害復旧に関連する調査業務などの被災者支援業務を実行する。

### (2) 通常業務を可能な限り停止又は縮小する。

膨大な人手が必要となる応急業務に対して、効率的に市職員を配置するため、平常時に実施している通常業務のうち、優先度の高くない業務を停止又は縮小する。

なお、発災直後において、通常業務を必要最小限に絞り込み、適宜、応急業務の実施状況や市民のニーズを踏まえて、優先度の高い業務から再開し、必要に応じて外部からの応援職員の力を借りながら、業務体制を再構築する。

### (3) 迅速に応援要請を実施する。

応急業務に従事する市職員だけでは人員が不足するため、非常時優先業務のうち、応援職員等のマンパワーが必要な業務（受援対象業務）の選定結果に基づいて、一刻も早く関係機関・団体等に応援を要請することで、市民及び市自体が必要な救援を受ける環境を準備し、できるだけ多くの応援をためらわずに受ける。

## 第4節 計画の発動・終了基準

### 1 計画の発動基準

大規模災害によって、市が甚大な影響を受けた場合に、平常時の体制から災害時の体制（災害対策本部体制）へ迅速に移行し、職員配置の調整等を行うため、本計画を発動して、早期に対応しなければならない業務を把握し、停止する通常業務を決定するものとする。

なお、同じ災害は2つとないことから、市民のニーズを把握しながら柔軟に対応することが重要である。

災害種別	基準等
地震	市内に震度5強以上の地震が発生した場合(自動)
風水害※	対象河川の水位が避難指示等の発令判断基準を超えて、なお上昇する場合
その他	市長が必要と認めた場合

※ 勤務時間外において、警戒本部から災害対策本部に移行する場合は、警戒本部で従事している職員や避難所担当以外の職員が自宅等で待機していることから、それらの職員が登庁時に被災することも考えられるため、状況に応じた対応が必要となる。

### 2 計画の終了基準

災害対策がおおむね完了し、平常時の体制への復帰が相当であると災害対策本部長（市長）が判断したときは、その旨の指示を行うことによって、災害時における業務継続体制を解除する。

#### ○業務継続計画の発動による周知

- ・市が、業務継続計画を発動し、停止する通常業務を決定した場合、「通常業務の実施状況（概要）」を市民に周知することで、平常時に実施している業務との違いについて理解を求める。
- ・災害対応の実施状況によって、停止した通常業務を順次再開する場合は、「通常業務の実施状況（概要）」を更新し、再開する業務を市民に周知する。

## 第5節 地域防災計画との関係性

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県及び防災関係機関並びに市民が、予防・事前対策、応急対策、復旧対策、復興対策に関し、実施すべき事務や業務に関する方針を定めた法定計画である。

本計画は、市庁舎等や市職員にも甚大な被害が生じ、十分な機能の確保が図れない可能性があることを前提にし、地域防災計画で対象としている業務や平常時に実施している各種業務を対象に、災害発生時において、優先的に実施すべき業務を絞り込んだものであり、地域防災計画の実効性を担保するものである。

地域防災計画及び業務継続計画の特性については、次のとおりである。

項目	地域防災計画	業務継続計画
位置づけ	・災害対策に関する総合的な計画	・災害発生後に実施する業務について、実施時期や優先度を定めた計画
業務の範囲	・予防・事前対策業務 ・応急対策業務 ・復旧対策業務 ・復興対策業務	・災害応急対策業務 ・早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務 ・業務継続の優先度が高い通常業務
主体	・市 ・市民 ・防災関係機関 ・市内事業者等	・市

## 第2章 被害想定

### 第1節 地震被害想定

#### 1 考え方

本計画において前提とする地震及び被害想定は、地域防災計画で本市に最も影響を与えるケースであり、首都直下地震として起こる地震の中で切迫性が高い、東京湾北部地震及び茨城県南部地震（ともにマグニチュード7.3）とする。

市内においては、東京湾北部地震では震度6弱、茨城県南部地震では震度6強が最大震度として想定されている。

図1-3 想定地震の断層位置図



## 2 市内の被害想定

市内における被害想定は、次のとおりである。

### 【被害想定予測条件】

区分	内容	条件
物的被害	火災	夏 12 時 風速 8m/s、冬 18 時 風速 8m/s
人的被害	死傷者	夏 12 時 風速 8m/s、冬 5 時 風速 8m/s、 冬 18 時 風速 8m/s
	避難者	冬 18 時 風速 8m/s
	帰宅困難者	平日 12 時・18 時、休日 12 時・18 時

資料) 埼玉県地震被害想定調査報告書 (平成 26 年 3 月、埼玉県)

### 【春日部市の被害想定結果及びライフラインの被害状況】

項目		対象とする地震	単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震
マグニチュード			—	7.3	7.3
本市の震度			—	6 弱	6 強
建物被害	木造	全壊数	棟	116	1,076
	非木造	全壊数	棟	22	104
	全建物	全壊数	棟	138	1,180
人的被害	死者		人	2	54
	重傷者		人	2	58
	軽傷者		人	93	603
	避難者(1週間後)		人	4,005	17,919
	帰宅困難者	(外出先)	人	40,181	35,910
(市内)		人	20,244	19,848	
ライフライン	上水道	断水人口	人	41,769	132,733
	下水道	機能支障人口	人	59,267	69,992
	都市ガス	供給停止件数	件	32,232	53,218
	電力	停電世帯数(地震直後)	世帯	3,449	29,497
	電話	不通回線数	件	81	649

注) 帰宅困難者(外出先)は、春日部市民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

帰宅困難者(市内)は、市内在住の方が市内に通勤・通学で所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、市内に留まり帰宅困難となる人を指す。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」(平成 26 年 3 月、埼玉県)

### 3 庁舎等の被害想定

防災拠点となる庁舎等の建物倒壊や施設内部に関する被害想定は、次のとおりである。

#### (1) 建物倒壊に関する被害想定

##### ア 想定に関わる前提条件

揺れによる建物被害を想定する耐震性ランクは、次のとおりである。

#### 耐震性ランクの内容

耐震性ランク	評価の内容
A+	そのまま活動が継続できる。
A	活動は継続できるが、建物の点検を要する。
B	活動を継続できる可能性が低くなる。
C	活動が継続できる可能性が低く、余震等にも注意が必要。 避難者の収容などには向かない。

#### 耐震性ランクと震度の関係性

	6強	6弱	5強	5弱	4以下
新耐震	B	A	A+	A+	A+
旧耐震	C	B	A	A+	A+

##### イ 庁舎等の建物の耐震性ランク

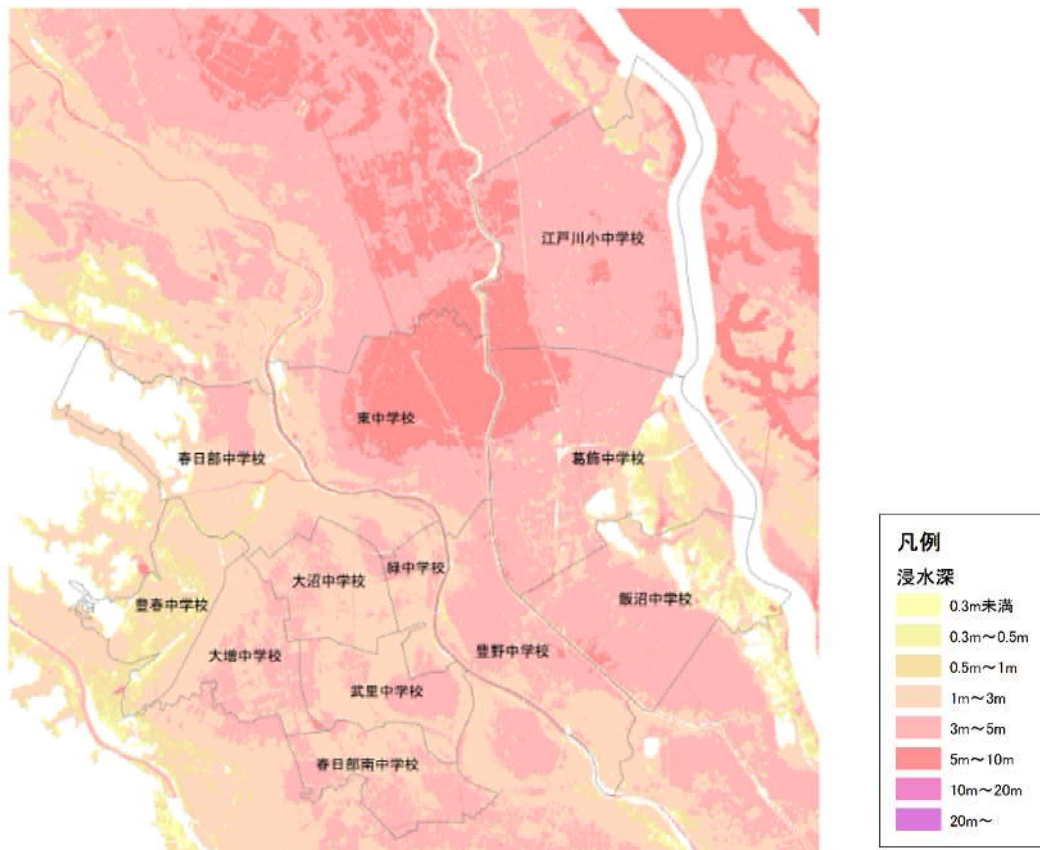
施設種別	施設名	耐震状況	想定震度	耐震性ランク
防災中枢拠点	市役所庁舎	新	6弱	A
防災中枢拠点(代替施設)	防災センター(消防本部)	新	6弱	A
広域受援拠点	大沼公園(市民体育館)	旧	6弱	B
広域受援拠点	道の駅「庄和」	新	5強	A+
地区防災拠点	粕壁市民センター(中央公民館)	新	6弱	A
地区防災拠点	内牧市民センター(内牧地区公民館)	新	5強	A+
地区防災拠点	幸松市民センター(幸松地区公民館)	新	6弱	A
地区防災拠点	豊野市民センター(豊野地区公民館)	新	6弱	A
地区防災拠点	武里市民センター(武里地区公民館)	新	6弱	A
地区防災拠点(武里南部)	武里大枝市民センター(武里大枝公民館)	新	6弱	A
地区防災拠点	豊春市民センター(豊春地区公民館)	新	5強	A+
地区防災拠点	庄和総合支所	新	5強	A+
地区防災拠点(庄和北部)	大風文化交流センター	新	5強	A+
地区防災拠点(庄和南部)	庄和南公民館	新	5強	A+

## 第2節 風水害被害想定

### 1 考え方

本計画において前提とする風水害及び被害想定は、本市に最も影響を与えるケースとして、利根川、江戸川、荒川、中川の全ての河川が氾濫した場合とする。

図1-4 想定される浸水想定範囲（各河川を併せて表示）



(令和3年3月発行 春日部市災害ハザードマップより)

### 2 市内の被害想定

4つ河川全てが氾濫した際の市内における被害想定は、次のとおりである。

浸水面積 (km <sup>2</sup> )	60.12
浸水棟数 (棟)	78,715
最大浸水深 (m)	約7
最大浸水継続時間 (h)	約80

※令和2年ハザードマップ作成業務委託調査より

### 3 庁舎等の被害想定

#### (1) 浸水に関する被害想定

浸水範囲から考えられる防災拠点となる庁舎等の建物被害に関する被害想定は、次のとおりである。

施設種別	施設名	浸水有無（最大）
防災中枢拠点	市役所庁舎	あり(2.45m)
防災中枢拠点（代替施設）	防災センター（消防本部）	あり(2.88m)
広域受援拠点	大沼公園（市民体育館）	あり(2.9m)
広域受援拠点	道の駅「庄和」	あり(3.87m)
地区防災拠点	粕壁市民センター（中央公民館）	あり(2.09m)
地区防災拠点	内牧市民センター（内牧地区公民館）	なし
地区防災拠点	幸松市民センター（幸松地区公民館）	あり(3.86m)
地区防災拠点	豊野市民センター（豊野地区公民館）	あり(3.26m)
地区防災拠点	武里市民センター（武里地区公民館）	あり(2.07m)
地区防災拠点（武里南部）	武里大枝市民センター（武里大枝公民館）	あり(3.43m)
地区防災拠点	豊春市民センター（豊春地区公民館）	あり(1.04m)
地区防災拠点	庄和総合支所	あり(3.69m)
地区防災拠点（庄和北部）	大風文化交流センター	あり(2.03m)
地区防災拠点（庄和南部）	庄和南公民館	あり(3.11m)

※『地域防災計画資料編 別表第4「防災ブロック区分一覧」』参照

※最大浸水深は浸水ナビ調べ

## 第3章 災害対策の実施体制

### 第1節 災害警戒本部

市長公室長の要請に基づき、総合政策部長、財務部長、総務部長、建設部長、都市整備部長、消防長、学校教育部長及び社会教育部長が協議し、副市長の承認を得て、災害警戒本部を設置するとともに、警戒体制（第一配備又は第二配備）の動員配備を決定する。

#### 《地震の場合》

- ・ 市域で震度5弱の地震が発生したとき
- ・ 災害が発生、又は発生するおそれがあるとき
- ・ その他、市長が必要と認めたとき

#### 《風水害の場合》

- ・ 国土交通省、気象庁から洪水予報が発表されたとき。
- ・ 知事の行う水防警報（準備）が発表されたとき。
- ・ 災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。

なお、風水害の場合は、市域において、大雨警報又は洪水警報または暴風警報が発令された段階で、災害警戒本部（初動体制）を執るものとする。

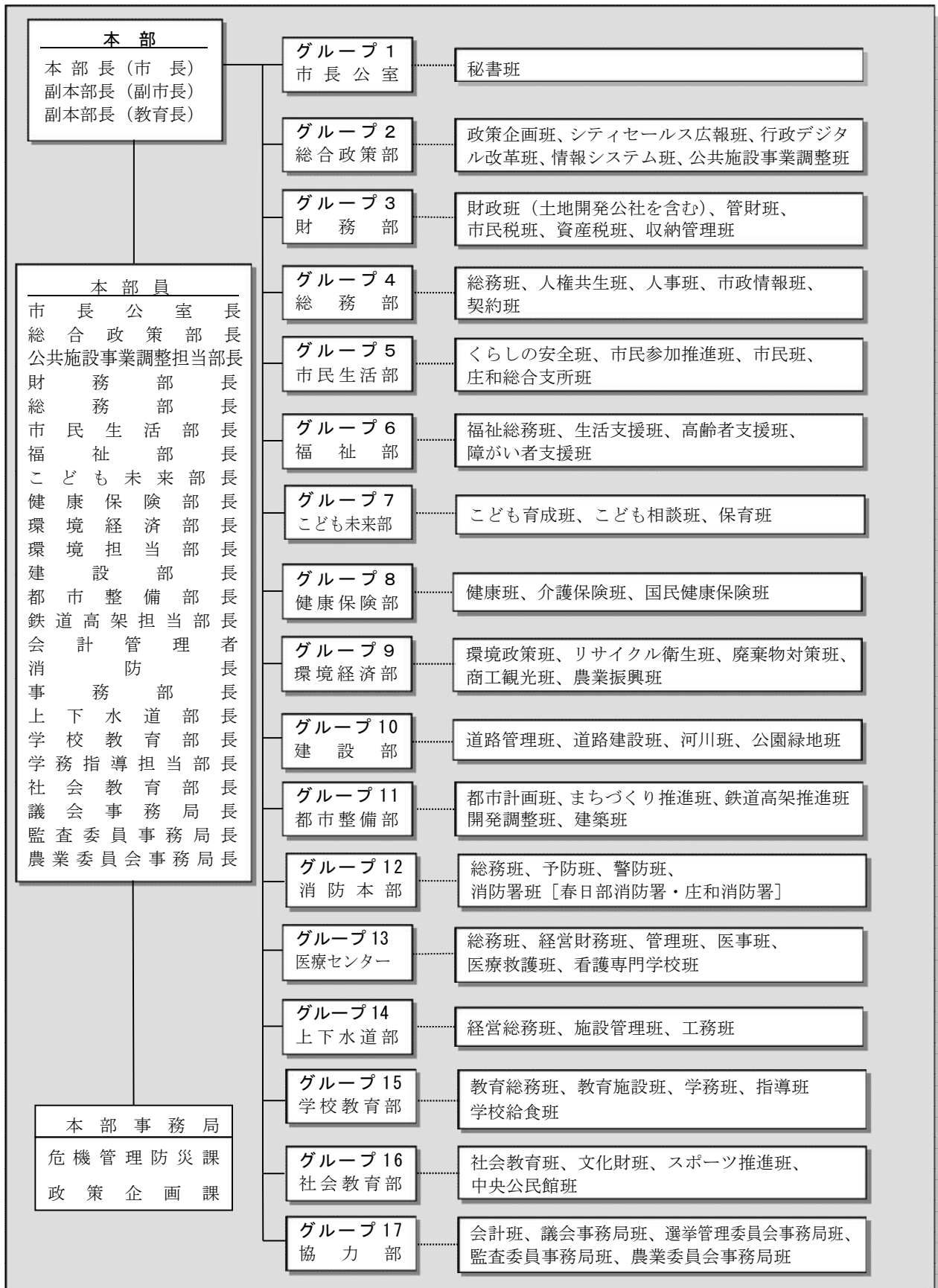
また、これら気象警報の発令が見込まれる場合、参集時期、体制協議のため、必要に応じて災害警戒本部会議を開催する。

#### ○災害警戒本部の組織体制

本部長	副市長		
副本部長	市長公室長		
本部員	総合政策部長	公共施設事業調整担当部長	財務部長
	総務部長	市民生活部長	福祉部長
	こども未来部長	健康保険部長	環境経済部長
	環境担当課長	建設部長	都市整備部長
	鉄道高架担当部長	会計管理者	消防長
	医療センター事務部長	上下水道部長	学校教育部長
	学務指導担当部長	社会教育部長	議会事務局長
	監査委員事務局長	農業委員会事務局長	
組織	動員する人員は、「職員動員計画表」による。		

## 第2節 災害対策本部

震度5強以上の地震が発生した場合、または対象河川の水位が避難判断水位に達した場合に災害対策本部を設置する。



配備基準と活動体制（地震災害及びその他の災害（風水害を除く。）の場合）

配備体制		配備基準	活動内容
警戒体制 災害警戒本部を設置して警戒に当たる体制	第一配備	○災害が発生又は発生するおそれがあるとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制
	第二配備	○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○その他、市長が必要と認めたとき。	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	第一配備	○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○その他、市長が必要と認めたとき。	中規模の災害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第二配備	○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○その他、市長が必要と認めたとき。	激甚な災害が発生した場合、市の全職員を動員し、市の組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

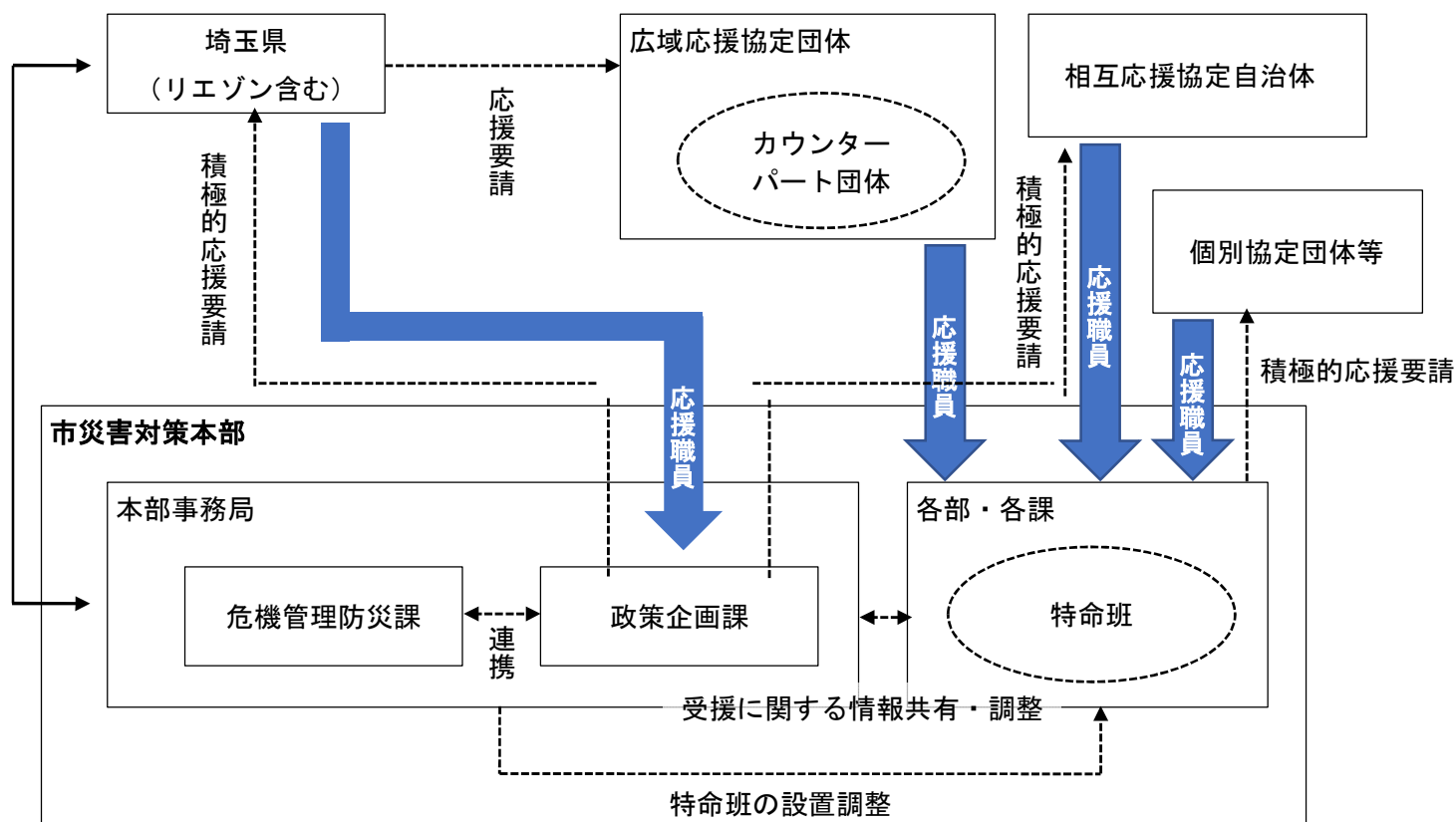
配備基準と活動体制（風水害の場合）

配備体制		配備基準	活動内容
警戒体制 災害警戒本部を設置して警戒に当たる体制	初動配備	○災害が発生するおそれがあるとき。 ○気象庁から大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。 ○知事の行う水防警報（待機）が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び初期の応急対応を任務として活動する体制
	第一配備	○災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（氾濫注意）が発表されたとき。 ○知事の行う水防警報（準備）が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制
	第二配備	○以下の災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（氾濫警戒）が発表されたとき。 ○知事の行う水防警報（出動）が発表されたとき。	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	第一配備	○国土交通省、気象庁から洪水予報（氾濫危険）が発表されたとき。 ○知事の行う水防警報（指示）が発表されたとき。 ○中規模な災害が発生又は災害の発生が予測されるとき。	中規模の災害が発生し、被害が予想される場合において、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第二配備	○災害救助法が適用される災害が発生したとき。 ○大規模な災害が発生又は発生が予測されるとき。	激甚な災害が発生した場合、市の全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

### 第3節 災害対策本部における受援体制（概要）

- ①各部は、人手が不足する業務及びその人数に関する情報を本部事務局（政策企画課）に報告する。
- ②本部事務局は、報告を受けた人手が不足する業務及びその人数に関する情報を集約して、災害対策本部会議に報告する。
- ③本部事務局は、集約した情報を、「市職員の配置」、「応援職員の要請」のいずれかで対応することを判断する。
- ④本部事務局は、応援職員が必要な業務及び必要人数の情報を県に伝達し、応援職員の派遣を要請するとともに応援要請の結果を各部に伝達する。
- ⑤本部事務局は、応援要請の結果を受け、各部に特命班を設置し、応援職員の受入体制を整備する。
- ⑥本部事務局は、①で報告のあった業務以外にも、人手が不足すると想定される業務に対して、特命班の設置を調整するものとする。

図1-5 受援のイメージ



## 第4章 非常時における業務継続のための体制確立

### 第1節 首長不在時の代行順位

災害発生後は、指揮命令の決定権を有するものが直ちに指揮できる状況とは限らないため、本部長の代行順位を記載するとともに記載するとともに、副本部長、各本部員の代行順位を位置付けた。

対象者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	教育長	市長公室長
教 育 長	学校教育部長	学務指導担当部長	社会教育部長
市長公室長	秘書課長	危機管理防災課長	危機管理防災課主幹
総合政策部長	総合政策部次長	シティセールス広報課長	行政デジタル改革課長
公共施設事業調整担当部長	公共施設事業調整課長	公共施設事業調整課主幹	
財 務 部 長	財務部次長	財務部参事	財政課長
総 務 部 長	総務部次長	総務部参事兼人権共生課長	総務部参事兼人事課長
市民生活部長	市民生活部次長	くらしの安全課長	市民課長
福 祉 部 長	福祉部次長	福祉部参事	生活支援課保護第2担当課長
こども未来部長	こども未来部次長	こども相談課長	保育課長
健康保険部長	健康保険部次長	健康保険部参事	介護保険課長
環境経済部長	環境経済部次長	環境経済部参事	環境政策課長
建 設 部 長	次長兼道路管理課長	参事兼河川課長	道路建設課長
都市整備部長	次長兼都市計画課長	参事兼都市計画課中心市街地担当課長	まちづくり推進課長
鉄道高架担当部長	担当次長兼鉄道高架推進課長	鉄道高架推進担当主幹	
会 計 管 理 者	会計課長	会計課主幹	
上下水道部長	次長兼経営総務課長	工務課長	施設管理課長
消 防 長	次長兼総務課長	参事兼予防課長	参事兼警防課長
医療センター事務部長	事務部次長	経営財務課長	管理課長
学 校 教 育 部 長	学校教育部次長	教育総務課長	教育総務課主幹
学務指導担当部長	学務指導担当次長	学務課長	学校給食課長
社会教育部長	社会教育部次長	文化財課長	スポーツ推進課長
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局議事・調査担当課長	議会事務局主幹
選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局次長	選挙管理委員会事務局主幹	
監査委員事務局長	監査委員事務局次長	監査委員事務局主幹	
農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長	農業委員会事務局主幹	

## 第2節 職員の参集体制（参集想定）

### 1 前提条件

勤務時間外に想定地震が発生した場合に参集可能な職員数を算定した。

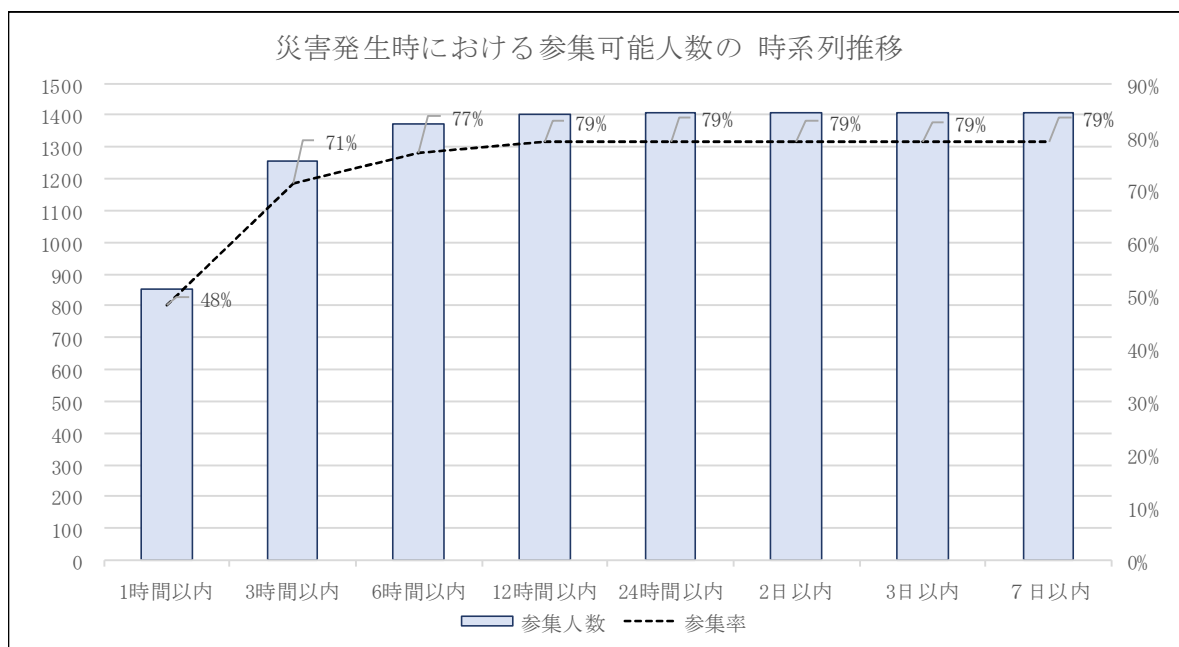
また、全ての交通機関が途絶していることを前提として、参集手段を「徒歩のみ」とする。

職員が自宅から参集場所に向かう際に、地震の揺れによる被害から生じる事象（道路被害、道路閉塞、火災、避難者や徒歩帰宅者等による道路混雑等）により、移動速度が大幅に遅くなることが想定されるため、この影響を考慮して、徒歩の移動速度を「3 km/h」に設定する。

### 2 参集想定結果

前提条件及び参集不能率を踏まえて、参集可能人数を災害発生後の時系列で想定した。

#### （1）市職員全体の参集人数（全職員 1765 人中 1408 人が調査に回答）



区分	参集人数（累積）	参集率
1時間以内	852人	48%
3時間以内	1254人	71%
6時間以内	1372人	77%
12時間以内	1402人	79%
24時間以内	1405人	79%
2日以内	1406人	79%
3日以内	1408人	79%
7日以内	1408人	79%

### 第3節 代替拠点の特定

本庁舎が地震による建物被害により使用できなくなった場合の移転先として、以下の施設を代替拠点として選定している。

なお、選定した代替拠点に災害対策本部を設置するものとする。

優先順位	施設名	住所
1	春日部市消防本部（防災センター）	春日部市谷原新田 2097 番地 1
2	庄和総合支所	春日部市金崎 839 番地 1

現時点において、代替拠点に災害対策本部を設置した際の課題と対策については、次のとおりである。

課題	対策
執務環境	・災害対策本部の運営、各応急・復旧業務等を実施するための環境を整備するため、使用する設備や資機材等を代替拠点に移動する必要がある。
パソコン・OA機器	・代替拠点へ持ち込んだパソコン・OA機器を使用するため、庁内LANやネットワークについて、代替機や予備ケーブル、HUB、通信回線等を確保する必要がある。
非常用電源	・春日部市消防本部（防災センター）では、軽油を使用した非常用電源の設備があるが、稼働可能時間が48時間であるため、必要に応じて追加の燃料を確保する必要がある。
備蓄物資（食料・飲料水・消耗品）	・各防災倉庫から職員用の食料、飲料水、消耗品を代替拠点に移動する必要がある。

## 第4節 必要資源の確保

### 1 電力

本項目では、主な防災拠点における非常用電源の整備状況を整理した。

主な防災拠点	非常用電源の有無	備蓄燃料の種類	適応範囲
市役所庁舎	有	軽油、 太陽光 119.9kW、 蓄電池 20kw	庁舎内の照明及び 非常用コンセント、空調設備、 公用車のEV充電
防災センター（消防本部）	有	軽油  太陽光 20kW	1階～3階 非常用コンセント 1階～3階 非常照明 3階 指令装置システム 2階 屋内訓練場、第2会議室
大沼公園（市民体育館）	有	軽油	消火ポンプ専用
道の駅「庄和」	有 (20A発電)	LPガス (バルク)	発電機：移動可能 LPガス：食彩館
武里南小学校	有	太陽光 100kW 蓄電池 10kW	コンセント：体育館付近
粕壁市民センター（中央公民館）	有	軽油	1階～3階 非常照明
内牧市民センター（内牧地区公民館）	有	軽油	1階～2階 非常照明
幸松市民センター（幸松地区公民館）	有	軽油	1階～2階 非常照明
豊野市民センター（豊野地区公民館）	無	—	—
武里市民センター（武里地区公民館）	有	軽油	1階～3階 非常照明
武里大枝市民センター（武里大枝公民館）	有	軽油	1階～2階 非常照明
豊春市民センター（豊春地区公民館）	有	軽油	1階～2階 非常照明
庄和総合支所	有	軽油	1階～3階 非常照明 コンセント：電算室 消防設備・防犯設備 等
大風文化交流センター	無	—	—
庄和南公民館	有	軽油	1階～2階 非常照明

### 2 食料・飲料水

本項目では、災害対応にあたる職員用の食料と飲料水の状況について整理した。

食料及び飲料水の備蓄状況は、下表のとおりとなっている

備蓄場所	食料	飲料水
市役所本庁舎	・アルファ化米 3,750食 ・ビスケット 7,100食	保存水 1,800ℓ 3,600本（500ml）
庄和総合支所	・アルファ化米 2,500食 ・ビスケット 3,300食	保存水 840ℓ 1,680本（500ml）

飲料水については、以下 1 2 箇所の貯水施設の活用も想定している。

地区	施設名	所在地	最大貯水量 (m <sup>3</sup> )
1	北部浄水場	浜川戸一丁目 20-3	8,200
2	春日部中学校 (飲料水兼用耐震性貯水槽)	粕壁四丁目 4-15	60
3	南栄町第一近隣公園 (飲料水兼用耐震性貯水槽)	南栄町 17-1	100
4	東部浄水場	樋籠 234-1	13,000
5	牛島公園 (飲料水兼用耐震性貯水槽)	牛島 626	60
6	西部浄水場	一ノ割 1731-1	22,500
7	南部浄水場	備後東六丁目 16-5	1,700
8	春日部南中学校 (飲料水兼用耐震性貯水槽)	武里中野 746	100
9	大沼中学校 (飲料水兼用耐震性貯水槽)	大沼六丁目 75	100
10	豊春中学校 (飲料水兼用耐震性貯水槽)	南中曾根 107-2	100
11	庄和浄水場	大倉 455-1	8,900
12	春日部市庄和保健センター (飲料水兼用耐震性貯水槽)	大倉 496-1	100
合計 12 施設			54,920

#### 【食料備蓄目標量】

項目	避難者	帰宅困難者	災害救助従事者
供給対象者数 A	18,000 人	19,900 人	1,800 人
供給対象食数 A × 3 食 = B (1 日)	54,000 食	59,700 食	5,400 食
備蓄目標量 (市分)	81,000 食 (1.5 日)	59,700 食 (1 日)	16,200 食 (3 日)
	(計) 156,900 食		

### 3 トイレ

本項目では、災害対応業務にあたる職員用の簡易トイレ等の状況について整理した。

簡易トイレ等の備蓄状況は、下表のとおりとなっている。

備蓄場所	簡易トイレ等
市役所本庁舎	・トイレ処理セット 36 箱 3,600 回分
庄和総合支所	・トイレ処理セット 50 箱 5,000 回分

## 第5節 多様な通信手段の確保

災害が発生した場合に、被害の状況に応じて適切な通信手段を選択できるよう主な防災拠点の通信手段を整理した。

主な防災拠点	固定電話	IP 無線	防災行政無線
市役所庁舎	○	○	○
春日部市消防本部（防災センター）	○	○	○
大沼公園（市民体育館）	○	○	○
道の駅「庄和」	○	—	—
粕壁市民センター（中央公民館）	○	○	○
内牧市民センター（内牧地区公民館）	○	○	○
幸松市民センター（幸松地区公民館）	○	○	○
豊野市民センター（豊野地区公民館）	○	○	○
武里市民センター（武里地区公民館）	○	○	○
武里大枝市民センター（武里大枝公民館）	○	○	○
豊春市民センター（豊春地区公民館）	○	○	○
庄和総合支所	○	○	○
大夙文化交流センター	○	○	○
庄和南公民館	○	○	—

## 第6節 行政データのバックアップ

災害時に非常時優先業務を迅速に開始するため、重要システム等の被害を最小限にするとともに、本市における重要な行政データ等のバックアップを次のとおり実施している。

### 1 基幹系システム

基幹系システム（住基・税・福祉などの業務システム）は、待機サーバを設置し、通信回線が切断、または遮断された場合に切り替えることで、証明書の発行や照会の運用ができる環境を構築している。また、免震設備を備えた遠隔地のデータセンター等でバックアップ管理されている。

### 2 その他のシステム

その他の内部情報システム（財務会計システム等）やグループウェアシステムは、庁内サーバ室で管理されており、市内の別の場所にバックアップ環境が構築されている。

また、その他各所属で所管するシステムについても、委託先データセンターや庁内サーバ室等で管理されており、適切なバックアップ環境が構築されている。

## 第5章 非常時優先業務

### 第1節 非常時優先業務の前提

大規模災害発生時に、市民の生命、身体及び財産を守り、市の社会機能を維持するため、市として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

選定にあたっては、業務停止による市民への影響度を最大限に考慮し、市の全ての通常業務及び災害時に実施を予定している業務から、最優先して実施すべき業務を洗い出している。

#### 1 対象期間

震災対策については、発災当日から復興体制又は通常体制への移行に向けた目途が立つまでの期間を1か月程度と想定し、発災から1か月以降までの期間を対象期間とした。

なお、風水害対策については、災害発生前の警戒期を含め、発災から1か月以降までの期間を対象期間とした。

#### 2 選定基準

各業務を評価の上、非常時優先業務として、AからEの優先順位付けを行う。(Eは対象外となる。)さらに「選定基準」の「A」からは、部局として優先すべき業務を選定することで、箇所を横断した優先順位付けを行う。

基準	内容
A	発災直後から着手しないと、市民の生命・生活及び財産に重大な影響を及ぼすため、相対的に直ちに実施することが必要な業務
B	発災後1日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産に相当の影響を及ぼすため、相対的に早期に実施することが必要な業務
C	発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産に相当の影響を及ぼすため、相対的に早期に実施することが必要な業務
D	発災後14日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産に影響を及ぼすため、相対的に早期に実施することが必要な業務
E	発災後14日間は着手しなくても、市民の生命・生活及び財産に相当の影響を及ぼさないと見込まれる業務

#### 3 選定方法

平常時の分掌事務及び災害対策本部組織の分掌事務を対象に、非常時優先業務調査を実施し、それぞれの分掌事務ごとに時系列での対応期間、実施概要、想定人数等を整理した。

なお、「埼玉県業務継続計画」(令和5年3月埼玉県)、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(令和5年5月内閣府)、他自治体における非常時優先業務の着手基準(目安)を参考資料とした。

#### 4 選定結果

市民の生命、生活及び財産を保護するため、選定基準に基づく非常時優先業務数や主な業務内容は次のとおりである。

NO.	分類	非常時優先業務数					受援対象業務数
		A	B	C	D	E	
1	市長公室	8	3	2	1	1	0
2	総合政策部	6	6	5	0	0	1
3	財務部	3	1	1	0	0	0
4	総務部	3	1	4	3	2	0
5	市民生活部	6	2	0	1	0	0
6	福祉部	4	2	1	1	0	0
7	こども未来部	4	1	0	0	0	2
8	健康保険部	2	2	3	0	0	4
9	環境経済部	3	2	0	1	0	4
10	建設部	4	2	0	0	0	0
11	都市整備部	3	3	1	0	0	0
12	消防本部	17	7	0	4	2	0
13	医療センター	—	—	—	—	—	—
14	上下水道部	4	0	0	0	0	1
15	学校教育部	4	0	3	0	0	0
16	社会教育部	4	0	0	2	0	0
17	協力部	2	0	0	0	0	3

## 第2節 市における非常時優先業務内容

### (1) 本市の主な非常時優先業務

埼玉県業務継続計画（令和5年3月）に記載される、主な部局別非常時優先業務を参考に、本市の主な部局別非常時優先業務については下表の業務が想定される。詳細な内容については、(2)に定める。

部局名	業務	着手・完了時期				
		A	B	C	D	E
市長公室	災害対策本部の設置・運営	○				
	避難の指示・誘導	○				
	避難施設の開設	○				
	避難場所の開放		○			
	情報の収集及び提供	○				
	帰宅困難者対策・支援		○			
	食料・生活必需品の調達	○				
	被災者台帳の作成		○			
	その他の輸送手段	○				
	河川等の監視・警戒	○				
	警戒区域の設定	○				
	県・自衛隊への応援、派遣要請			○		
	隣接市・防災関係機関への応援要請				○	
	派遣部隊の受入体制の確保			○		
派遣部隊の撤収要請					○	
総合政策部	県への応援要請	○				
	隣接市町等への応援要請	○				
	防災関係機関への応援要請	○				
	自衛隊への派遣要請	○				
	ライフライン被害情報		○			
	初動期の広報	○				
	生活再開時期の広報			○		
	要配慮者（障がい者・外国人住民）への広報		○			
	災害情報の提供			○		
	プレスセンターの開設		○			
	外国人住民の安全確保の情報提供			○		
	食料・生活必需品の調達			○		
	生活必需品の配給			○		
	徒歩帰宅者に対する支援		○			
	緊急輸送手段の確保		○			
	公共施設の被害調査・復旧支援		○			
庁内情報システムの復旧	○					

部局名	業務	着手・完了時期				
		A	B	C	D	E
財務部	庁舎の防護及び被害調査	○				
	食料・生活必需品の調達	○				
	緊急輸送車両の確保	○				
	緊急輸送車両の管理と運用		○			
	緊急輸送車両の確認			○		
総務部	公印の管理	○				
	職員及び災害対応従事者への食料配布	○		○		○
	要員の確保		○			
	女性相談、DV相談			○		
	所管施設の被害状況の調査	○				
	職員の給与支払事務			○		
	相談窓口の情報提供			○		
	早急に対応が必要な例規整備等				○	
	訴訟、不服申立て及び和解等の受付				○	
	市民相談、法律相談				○	
	提出議案の作成等					○
市民生活部	人的被害情報の収集、提供	○				
	行方不明者の搜索活動	○				
	外国人住民の安全確保	○				
	生活必需品の配給		○			
	遺体等の搜索	○				
	災害発生直後の交通規制	○				
	復旧期の交通規制				○	
	要保護児童の応急保育	○				
	帰宅困難者対策		○			
福祉部	ボランティア団体等との相互協力	○				
	要配慮者への広報		○			
	高齢者・障がい者等の安全確保	○				
	生活必需品の配給	○				
	遺体等の搜索		○			
	遺体の処理			○		
	遺体の埋・火葬				○	
	福祉施設の応急措置	○				

部局名	業務	着手・完了時期				
		A	B	C	D	E
こども未来部	高齢者・障がい者等の安全確保	○				
	福祉施設の応急措置	○				
	保育所の応急措置	○				
	放課後児童クラブの応急措置	○				
	要保護児童の応急保育		○			
健康保険部	医療情報の収集・伝達	○				
	初動医療体制	○				
	負傷者等の搬送体制		○			
	後方医療体制		○			
	感染症予防活動			○		
	保健衛生活動			○		
	遺体の処理			○		
環境経済部	感染症予防活動	○				
	動物愛護		○			
	生活必需品の調達	○				
	埋葬場所の確保				○	
	災害廃棄物対応	○				
	し尿処理		○			
建設部	公共土木施設被害情報の収集・伝達	○				
	交通施設被害情報の収集・伝達	○				
	公共施設の応急対策	○				
	緊急輸送道路の確保		○			
	交通障害物の除去		○			
	交通規制の実施	○				
都市整備部	一般建築物被害情報の収集・伝達	○				
	公共土木・建築施設被害情報の収集・伝達	○				
	交通施設被害情報の収集・伝達	○				
	被災住宅の応急処理		○			
	危険度判定の実施		○			
	住宅関係障害物の除去		○			
	応急仮設住宅の設置			○		

部局名	業務	着手・完了時期				
		A	B	C	D	E
消防本部	職員の招集、部隊編成及び輸送等	○				
	消防団との連絡調整	○				
	消防用車両の整備に関する事	○				
	消防用物資の調達及び職員の給食	○				
	庁舎の防護及び被害調査		○			
	職員及び災害対策従事者の災害補償（消防本部所管）に関する事					○
	被害調査に関する事	○				
	被害情報の収集及び通報に関する事	○				
	災害対策本部その他の防災機関との連絡	○				
	危険物製造所等の規制	○				
	防火対象物の表示及び公表				○	
	災害対策活動の計画に関する事	○				
	部隊運用に関する事	○				
	災害記録及び警防活動の記録に関する事	○				
	災害情報の受信伝達に関する事	○				
	応援要請に関する事	○				
	災害情報の収集及び通報に関する事	○				
	緊急通報の対応に関する事	○				
	消防無線の運用に関する事	○				
	救急医療機関との調整に関する事		○			
	気象観測業務に関する事		○			
	救急医療情報の収集及び伝達に関する事		○			
	各種警報等の伝達に関する事		○			
	電話交換及び電話施設に関する事		○			
	各種災害に対する現場活動	○				
	その他の現場活動		○			
	火災の原因及び損害調査				○	
	罹災証明書（火災）の発行				○	
	機械器具の維持管理等				○	
	消防水利の調査等					○

部局名	業務	着手・完了時期				
		A	B	C	D	E
医療センター	※医療センターBCP に準ずる。					
上下水道部	ライフライン被害情報	○				
	給水方法	○				
	医療機関への給水	○				
	水道水水質汚染事故応急対策	○				
学校教育部	所管施設の被害状況の調査及び管理応急対策	○				
	市内の帰宅困難者対策	○				
	児童・生徒の安否確認	○				
	学校施設の応急復旧	○				
	応急教育の実施			○		
	教材・学用品の調達・支給			○		
	市民への情報提供・相談窓口			○		
社会教育部	所管施設の被害状況の調査及び管理応急対策	○				
	情報の収集・伝達	○				
	入館者の安全対策	○				
	収蔵・保管施設の応急対策				○	
	文化財の応急対策				○	
	地区防災拠点施設の運営	○				
協力部	出納業務	○				
	義援金受け入れ業務	○				

(2) 各部の主な非常時優先業務

※医療センターについては、医療センターBCPに準ずる。

1 市長公室

対応時系列	応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	災害警戒本部の設置・運営	秘	3	市長、副市長の日程調整・管理
		災害対策本部の設置・運営	秘	3	市長、副市長への面会依頼対応
		避難の指示・誘導	危	9	
		避難所の開設	危	9	
		地震情報の収集	危	9	
		人的被害情報の収集	危	9	
		安否情報の収集、提供	危	9	
		雨量と水位情報の収集	危	9	
		水防情報の収集	危	9	
		気象情報・水防情報の伝達	危	9	
		河川等の監視・警戒	危	9	
		決壊時の処置	危	9	
		警戒区域の設定	危	9	
	輸送手段の確保	危	9		
	発災後から 1日以内に着手 (B)	市内の帰宅困難者への支援	危	9	災害時の視察及び見舞の応接
外出先の帰宅困難者への支援		危	9		
徒歩帰宅者に対する支援		危	9		
被災者台帳の作成		危	9		
1日後から 3日以内に着手 (C)	食料・生活必需品の調達	危	9		
	県への応援要請	危	9		
	自衛隊の派遣要請	危	9		
	派遣部隊の受入体制の確保	危	9		
3日後から 2週間以内に着手 (D)	隣接市町等への応援要請	危	9		
	防災関係機関への応援要請	危	9		
2週間後から着手 (E)	派遣部隊の撤収要請	危	9		
	罹災証明書発行の概要	危	9		
	罹災証明書発行の流れ	危	9		

## 2 総合政策部

対応時系列	応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	埼玉県・市町村人的応援制度に基づく応援要請	政	2	
		自衛隊への応急措置の実施又は応援の要請	政	2	
		初動期の広報	シ	3	
		庁内情報システムの復旧	情	10	
	発災後から 1日以内に着手 (B)	ライフライン（上・下水道・ガス・電気・電話）被害調査	政	2	
		障がい者への広報	シ	1	
		外国人住民への広報	シ	1	
		徒歩帰宅者への情報提供	シ	1	
		一時休憩所提供の要請	行	2	
		緊急通行車両の事前届出	政	2	
		緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付	政	2	
	1日後から 3日以内に着手 (C)	公共施設の被害調査・復旧支援	公共	9	
		ライフライン復旧情報の把握	政	2	広報紙発行に関する協議
災害情報の提供		シ	1	広聴業務の対応	
プレスセンターの開設		シ	1		
外国人住民の安全確保の情報提供		シ	1		
3日後から 2週間以内に着手 (D)	食料・生活必需品等の調達	行	2		
	生活再開時期の広報	シ	2		
	2週間後から着手 (E)	義援金品の募集の広報	シ	1	
災害復旧事業の実施		政	2		
応急・復旧期					

### 3 財務部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設の被害状況の調査	管	1 2	現金及び財産の記録管理
					所管施設の緊急点検及びガス、電力、上水等の確保 公用車の手配
	発災後から 1日以内に着手 (B)	所管施設の応急対応	管	3	所管施設の維持管理
緊急輸送車両の管理、運用		管	3	電話交換業務	
	1日後から 3日以内に着手 (C)	食料、生活必需品等の調達	市税	5	庁舎の警備
応急・ 復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害予算関係業務	財	3	寄附の受納
		罹災証明書、被災証明書関係業務	資	4	基金の管理
		業務システムの運用	市税	5	市税等の消込処理
			収	9	(委託先等の状況確認)
	緊急輸送車両の応援要請	管	3	納税証明書等の発行	
	2週間後から着手 (E)	市税の申告・納付等の期限延長の実施	市税	5	状況に応じて順次再開
		市税等徴収猶予及び減免申請の受付	市税	5	状況に応じて順次再開
			収	8	
所管施設の機能復旧		管	3		
税の執行猶予・減免措置・納期限の延長	市税	5	状況に応じて順次再開		
	資	4			

#### 4 総務部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設の被害状況の調査	人権	2		
		公印の管理	総	1		
		職員及び災害対応従事者への食料配布	総	2		
	発災後から 1日以内に着手 (B)	要員の確保	人事	6		
	1日後から 3日以内に着手 (C)	女性相談、DV相談	人権	2		
		職員の給与支払い事務	人事	1 3		
相談窓口の情報提供		市政	5			
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	部	6 3		
		早急に対応が必要な例規整備等	総	6		
		訴訟、不服申立て及び和解等の受付	総	6		
		市民相談、法律相談	市政	5		
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	6 3		提出議案の作成等
		提出議案の作成等	総	6		
				状況に応じて順次再開		

5 市民生活部

対応時系列	応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設の被害状況の調査	く 市参	2	庁舎の緊急点検及び電力、 上水等の確保
		人的被害情報	市民	2	公用車の手配
		安否情報の収集、提供	市民 市参	2	
		行方不明者の搜索活動	く 市参	3	
		外国人住民の安全確保	市民 市参	2	
		遺体等の搜索	く 市民	2	
		災害発生直後の交通規制の実 施	く 市民	2	
		交通規制の方法	く 市民	2	
		災害発生直後の交通規制	く 市民	2	
		要保護児童の応急保育	市民	2	
		公印の管理	庄	1	
発災後から 1日以内に着手 (B)	生活必需品の配給	庄	2	犯罪被害者支援	
	市内の帰宅困難者対策	庄	2	庁舎の維持管理	
	外出先の帰宅困難者対策	庄	2		
1日後から 3日以内に着手 (C)				住所異動等の届出受理及び データ入力	
				中長期在留者住居地届出及 び特別永住者の事務	
				印鑑登録、廃止等の届出受 理	
				出生届、婚姻届等各種戸籍 届出の受理、内容審査等 庁舎の警備	
応急・ 復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	復旧期の交通規制	く	2	消費者保護に関する相談
		災害復旧事業計画の作成	く	2	畜犬登録
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	く	2	状況に応じて順次再開

6 福祉部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	ボランティアの受入準備	福総	2	生活保護の申請
		要配慮者の安全確保対策	部	9 0	生活保護費の支給
		生活必需品の給与基準、配給の検討	部	6	生活困窮者の自立支援・高齢者・障がい者に対する虐待防止及び権利擁護
		遺体捜索の実施体制検討	福総	2	要援護者からの総合相談
			生	2	
		福祉施設の応急措置、安否確認	部	4 5	
	要配慮者の受入	部	4 4		
	発災後から 1日以内に着手 (B)	障がい者への広報	障	5	
		避難所等における要配慮者への配慮	部	4 3	
			福祉施設への支援対応	部	3 8
	1日後から 3日以内に着手 (C)	遺体処理の実施体制検討	福総	2	
			生	2	
遺体埋葬の実施体制検討		福総	2		
		生	2		
3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	高	5	老人ホーム等への入所措置、相談	
	災害弔慰金の対応	福総	3		
	災害障害見舞金の対応	福総	3		
	災害援護資金の対応	福総	3		
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	7 3	状況に応じて順次再開

7 こども未来部

対応時系列	応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設の被害状況の調査	部	5	子育て支援センターの管理運営及び利用許可
		要配慮者の安全確保対策	部	5	
		福祉施設の応急措置、安否確認	部	5	
		要配慮者の受入	こ育	3	
			こ相保		
		保育所の応急措置	保	5	
		応急保育の体制	保	5	
	放課後児童クラブの応急措置	こ育	3		
	発災後から 1日以内に着手 (B)	避難所等における要配慮者への配慮	部	5	児童相談、要保護児童対策地域協議会、児童虐待予防に関する業務
		福祉施設への支援対応	部	5	
		育児用品の確保	保	3	
		要保護児童の対応	こ育	3	
	こ相保				
1日後から 3日以内に着手 (C)				こども家庭センターの管理、運営	
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	部	2	児童手当・児童扶養手当認定請求、遺児手当受給申請の受理等
					こども医療費受給資格登録の申請及び支給申請書の受理及び決定
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	4	ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書、現況届・支給申請書の受理及び決定
					公立保育園庶務、教育
					保育給付認定等
					放課後児童クラブの入所選考
					家庭保育室に関する届出の受理及び決定
					保育料の賦課及び徴収
	状況に応じて順次再開				

8 健康保険部

対応時系列	応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	災害医療本部の設置	健	6	専属車の稼働確認
		医療情報の収集・伝達	健	7	
		施設等の被害状況の調査・安全確保	健	5	
			介		
		医療救護所の開設	部	8 8	
	一次搬送の方法・受入機関の検討	健	7		
	発災後から 1日以内に着手 (B)	医薬品等の調達	健	1 0	
		一次搬送の実施、受け入れ要請	健	7	
	1日後から 3日以内に着手 (C)	感染症予防体制の検討	健	5	
		保健衛生体制の検討	健	5	
		遺体処理の実施体制検討 (医療救護所)	健	7	
	応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成 (健康福祉センター)	健	3
避難所等における要配慮者への 配慮			健	5	
			介		
各種一部負担金の減免申請の受付		国	2		
2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施 (健康福祉センター)	健	3	状況に応じて順次再開	
	各種保険税(料)の減免申請の受付	国	2		

9 環境経済部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設の被害状況の調査	農	4	一般廃棄物の収集、運搬及び処理
			廃	3	
		感染症予防活動	リ	3	廃棄物の減量、再利用及び資源化等
		生活必需品の調達 ※物資オペレーションチーム設置後に引き継ぎ	商	4	
	災害廃棄物対応 ※災害廃棄物処理行動計画（初動マニュアル）による	リ	7		
		廃	8		
	発災後から 1日以内に着手 (B)	動物愛護	リ	1	
		し尿処理	廃	1	
		仮設トイレの管理	リ	2	
		田畑及び農作物等の被害調査	農	8	
1日後から 3日以内に着手 (C)					
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	埋葬場所の確保	リ	1	畜犬登録、狂犬病予防接種
		災害復旧事業計画の作成	農	4	中小企業融資
					有害鳥獣、特定外来生物等の駆除
				市内事業者への支援	
				農業者への支援	
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	農	4	公害の防止のための調査、規制及び指導
				状況に応じて順次再開	

10 建設部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	緊急輸送道路等のパトロール	部	6 2	
		所管施設の被害状況の調査及び応急対応の実施	部	6 2	
		交通規制等応急対策の実施	部	6 2	
	発災後から 1日以内に着手 (B)	緊急輸送道路の確保	部	6 2	
		交通障害物の除去	部	6 2	
	1日後から 3日以内に着手 (C)				
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	部	6 2	所管施設の維持修繕
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	6 2	状況に応じて順次再開

1 1 都市整備部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設等の被害状況調査	建	7	
	発災後から 1日以内に着手 (B)	物資輸送、障害物除去等の応急 対応	部	10	
	1日後から 3日以内に着手 (C)				建築主事及び限定特定行政 庁の権限に属する事務 開発行為許可申請審査及び 検査等
応急・ 復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	部	3	被災者への市営住宅の提供
		応急仮設住宅に関する業務	建	4	
		応急危険度判定等の実施	建	11	
		関係団体への支援要請	部	5	
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	4	状況に応じて順次再開
災害仮設住宅の維持管理		建	3		

12 消防本部

対応時系列	応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務	
初動期	発災直後から着手 (A)	職員の招集、部隊編成及び輸送等	総消	8	危険物製造所等の規制
		消防団との連絡調整	総消	4	
		消防用車両の整備	総消	1 2	
		消防用物資の調達、職員の給食	総消	8	
		被害調査	予	1 2	
		被害情報の収集、通報	予	1 2	
		災害対策本部その他の防災機関との連絡	予	1 2	
		災害対策活動の計画	警	3	
		部隊運用	警	3	
		災害記録、警防活動の記録	警	3	
		災害活動の受信伝達	署	5	
		応援要請	警	2	
		災害情報の収集、通報	警	2	
		緊急通報の対応	署	5	
		消防無線の運用	署	4	
各種災害に対する現場活動	署	239			
1日以内に着手 (B)	庁舎の防護、被害調査	総消	1 2	救急医療機関との調整	
	その他の現場活動	署	239	気象観測業務	
				救急医療情報の収集、伝達 各種警報等の伝達 電話交換、電話施設に関する こと	
1日後から 3日以内に着手 (C)					
3日後から 2週間以内に着手 (D)	火災の原因、損害調査	署	239	防火対象物の表示、公表	
	罹災証明書（火災）の発行	署 予	5	機械器具の維持管理等	
2週間後から着手 (E)	職員、災害対策従事者の災害補償 （消防本部所管）	総消	8	消防水利の調査等	
				状況に応じて順次再開	

13 上下水道部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	水道給水対策本部設置・運営	経総	16	
		所管施設の緊急点検	施	8	
			工	11	
			工	9	
	発災後から 1日以内に着手 (B)	応急復旧対策	部	44	
1日後から 3日以内に着手 (C)					
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	部	44	所管施設の維持修繕
					出納、会計事務
					工事等の入札及び契約
					水道料金及び下水道使用料調定、収納業務
				下水道受益者負担金賦課、収納	
2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	44	状況に応じて順次再開	

14 学校教育部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設等の被害状況調査	教 <small>(文化会館)</small>	2	教育長の日程調整、管理
			教施	6	
		学校等における帰宅困難者の保護・支援	指	1 5	学校の事件、事故対応
		学校等における帰宅困難者への情報提供	指	1 5	
		事業所・学校等における帰宅困難者対策	指	1 5	
	発災後から 1日以内に着手 (B)	学校の応急措置	教施	6	
		学校が避難所となった場合の措置	指	1 5	
	1日後から 3日以内に着手 (C)	応急教育の実施	指	1 5	教育委員会会議の招集、開催
		教職員等の確保	指	1 5	市内小・中・義務教育学校の予算編成、執行
		その他・生活指導等	指	1 5	市内小・中・義務教育学校の施設維持管理
				学校給食の運営 学校の保健、環境衛生 学校の組織編制、教育課程、学習指導及び生徒指導	
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	教施	2	
		学校給食の措置	学給	1 1	
		災害救助法が適用された場合の教科書・学用品等の調達・支給	学務	2	
			指		
	災害救助法が適用された場合の費用等	部	5		
2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	教施	6	学齢児童生徒の入学、転学、区域外就学	
		学務	3		
				状況に応じて順次再開	

15 社会教育部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	所管施設等の被害状況調査	部	28	※直後の安全対策は主に指定管理者が実施する(体育施設)
		教育センター利用者の安全対策	社	5	
		図書館入館者の安全対策	社	3	
		郷土資料館入館者、文化財整理室勤務者の安全対策	文	4	
		体育施設利用者の安全対策	ス	1	
		地区防災拠点施設の運営	中	9	
初動期	発災後から 1日以内に着手 (B)	所管施設等の応急対策	部	21	
初動期	1日後から 3日以内に着手 (C)	図書館資料の被害状況の調査	社	5	
		所管施設等の応急修繕	部	21	
		指定文化財、郷土資料館収蔵資料等の被害状況の調査	文	4	
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	災害復旧事業計画の作成	部	21	
		指定文化財、郷土資料館収蔵資料等の応急対策	文	6	
	2週間後から着手 (E)	災害復旧事業の実施	部	21	状況に応じて順次再開

※初動期及び応急・復旧期において、部内の応急業務等で各担当の必要人員不足が予想される。

その場合は、部内応援にて対応するため、主管課は、部内各課の連携・情報共有を密に業務を行う。

社会教育担当は、部内各課の状況に応じて応援に入る。

16 協力部

対応時系列		応急業務	担当	必要 人員	優先度が高い通常業務
初動期	発災直後から着手 (A)	出納	会	10	現金の出納及び公金管理・保管
		義援金の受入れ口座の開設・管理	会	10	公印・通帳管理
	発災後から 1日以内に着手 (B)	議員の安否確認及び被災状況の把握	議	9	
	1日後から 3日以内に着手 (C)				
応急・復旧期	3日後から 2週間以内に着手 (D)	議員からの照会等への対応	議	9	各種選挙の執行
					議会の予算及び経理
	2週間後から着手 (E)				議員報酬 状況に応じて順次再開

## 第6章 受援体制

本章では、非常時優先業務を円滑に実施するために、国、県、対口支援団体等からの支援を円滑に受け入れるための受援体制や、支援を必要とする業務内容及び応援要請・受入手順等について、具体的に定めたものである。

なお、受援対象業務については、「受援業務シート」を参照する。

### ＜プッシュ型支援とプル型支援＞

国、県等からの人的支援・物的支援には、災害発生後の時間経過によって、プッシュ型支援から、プル型支援に切り替わることになる。

プッシュ型支援は、災害発生直後において被災自治体で正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災自治体からの具体的な要請を待たずに、必要な物資を緊急輸送する支援の方法で、あらかじめ計画されている。

プル型支援は、災害発生後、様々なニーズを段々と把握することができた場合、そのニーズを踏まえて応援要請し、その応援要請に基づいて物資を緊急輸送する支援の方法である。

種類	種別	支援を受ける項目	特徴
人的支援	プッシュ	救急・救助・消火・医療救護等	発災後すぐに自己完結型で派遣される応援部隊 【応援元】 自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、TEC-FORCE、DMAT 等
		連絡調整	本格的な職員派遣、物資支援等の展開に向けた総合調整を行うリエゾンとしての連絡要員 【応援元】 県等
	プル	避難所運営 廃棄物処理 罹災証明書関連 上下水道対応※	市からの応援要請に基づき派遣される応援部隊 【応援元】 国、関係省庁、協定締結自治体、事業者等
物的支援	プッシュ	市の要請有無にかかわらず送られてくる重要8品目	発災後に国主導で発送される緊急物資
	プル	市からの要請に基づき送られる物資	避難生活の維持及び復旧活動に必要な物資の調達が主となる。

## 第1節 受援の根拠

### 1 災害対策基本法

災害対策基本法は、災害対策に関する我が国の基本法である。防災行政に関する国と地方公共団体及び住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策等を規定する。防災計画の策定もこの中に規定されている。

当該法において、防災計画を定めるに当たり、「円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること」や、「円滑な相互応援の実施のため、相互応援に関する協定の締結や共同防災訓練の実施など必要な措置を講ずるよう努めること」と規定されている。

### 2 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き

国（内閣府）は、令和2年4月に「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和7年4月最終改訂）」を公表し、他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理している。

本計画は、当該ガイドラインが推奨する受援の基本方針を踏まえて計画を構成するとともに、応援要請の流れや受入体制、受援対象となる業務の選定基準の参考とするなど、ガイドライン内の要素を取り入れている。

### 3 埼玉県広域受援計画

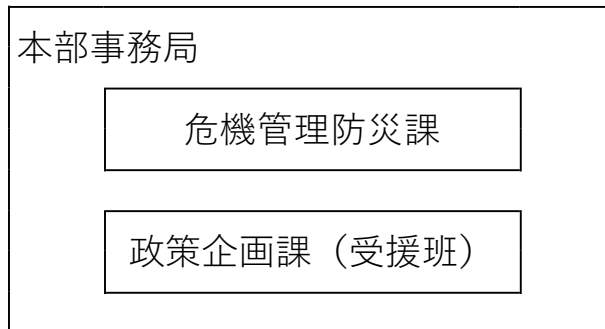
県は、首都直下地震をはじめとする大規模災害時に、外部からの応援を円滑に受け入れ、市町村と連携して迅速に被災地支援を実施できるよう「埼玉県広域受援計画」（令和7年4月）、「埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアル」（平成30年2月）、「市町村受援計画作成の手引」（令和4年8月）をそれぞれ策定している。

## 第2節 人的受援

### 1 庁内全体の受援組織の設置

市では、災害対策本部の本部事務局内に政策企画課（受援班）を配置し、災害対策本部内の人的支援が必要な各業務の把握、外部との応援要請・受入れに関する全体的な調整を実施するとともに、庁内職員の配置変更等も実施し、庁内外全体の人的支援の需給調整を行う。

#### 市における受援組織

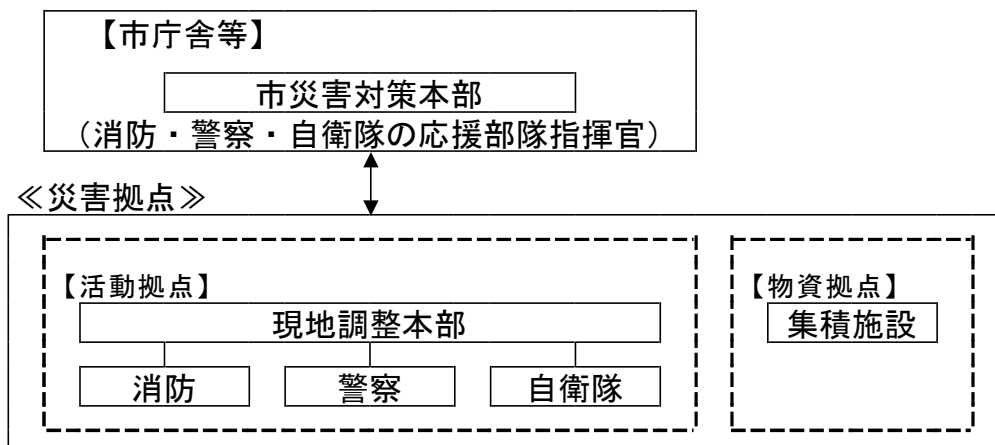


	外部からの人的支援に関する役割（短期）
政策企画課 （受援班）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁内全体の受援ニーズ、必要人数等の把握に関すること。</li><li>・ 応援職員の受入環境の確保に関すること。</li><li>・ 外部との応援要請・受入れ調整に関すること。</li><li>・ 応援職員等の受入状況の取りまとめに関すること。</li><li>・ 受援に関する庁内調整の会議の運営に関すること。</li></ul>

活動拠点においては、消防、警察、自衛隊の各応援部隊との連携、及び市災害対策本部との連絡調整を行うため、現地調整本部を設置する。

現地調整本部は、春日部市消防本部内に設置し、本部事務局から職員を派遣し、連絡調整を実施する。

#### 受援体制イメージ図



## 2 各課の受援担当の役割

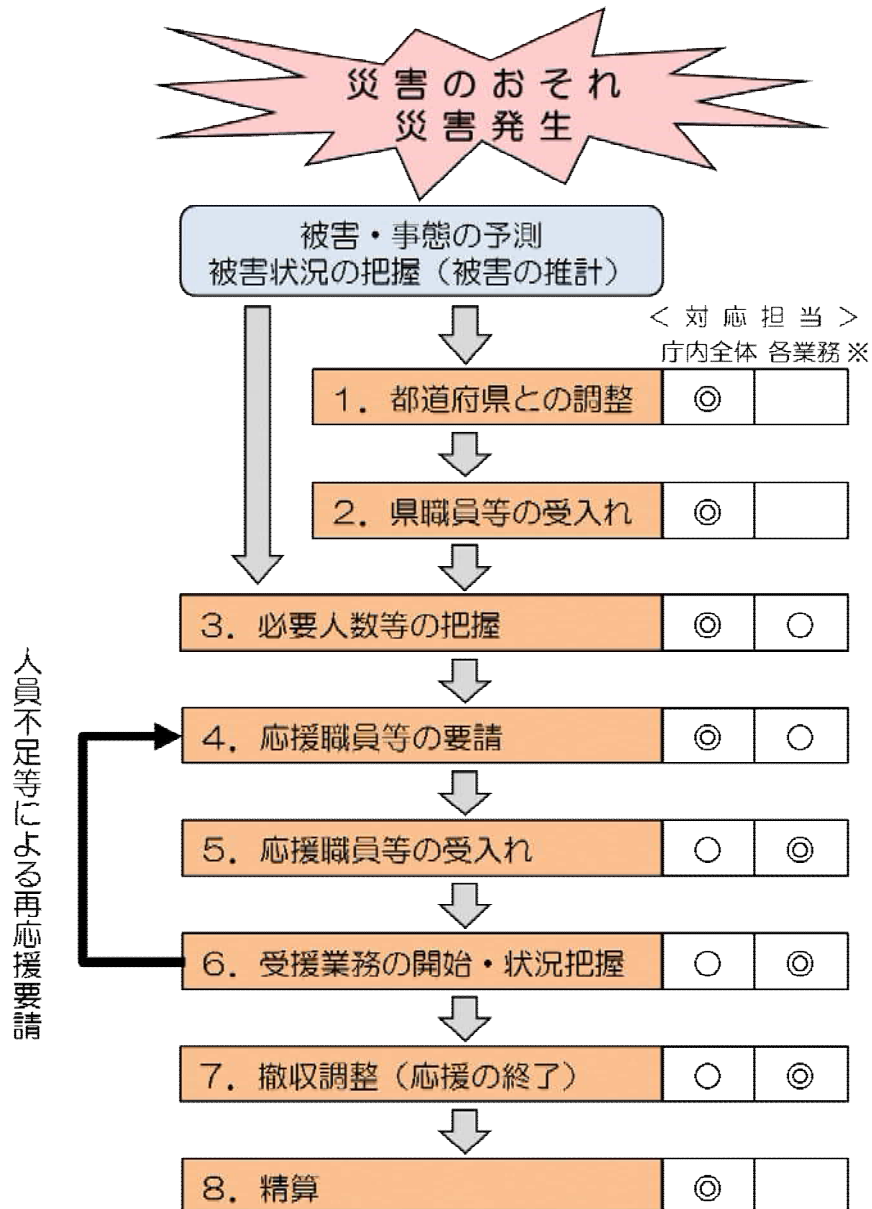
各課は、応援職員の受入れに関する担当窓口を設け、応援職員の配置や市職員との業務分担の整理などを行うとともに、政策企画課（受援班）に対して、応援職員の受入れ状況の報告等を実施する。

	外部からの人的支援に関する役割（短期）
各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務の受援ニーズ、必要人数等の把握に関すること。</li> <li>・政策企画課（受援班）との応援職員等の受入れ調整に関すること。</li> <li>・各業務の応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）。</li> </ul>

## 3 県応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

市における災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れは、次のとおりである。

図 1-8 災害時における受援業務の基本的な流れ



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

### (1) 県との調整【庁内全体】

危機管理防災班は、災害発生のおそれがある段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある都道府県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

派遣される情報連絡員等	概要
市町村情報連絡員（係）	震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に県職員を派遣し、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。休日・夜間に派遣するのが市町村情報連絡員であり、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定しておく。平日勤務時間内は県支部職員を市町村情報連絡係として派遣する。
彩の国災害派遣チーム先遣隊	被災市町村の災害対応業務を支援するため「埼玉県・市町村人的相互応援制度」に基づき彩の国災害派遣チームを派遣する。彩の国災害派遣チームが円滑に活動できるよう、チームの第1隊は先遣隊として被災状況や受援ニーズの把握を行う。
リエゾン	被災市町村において、災害マネジメントが適切に行われるよう、被災市町村の要請に基づき、県地域振興センター地域防災幹や市町村に役付きで派遣された経験を有する者などを彩の国災害マネジメント支援員（仮称）として被災市町村に派遣する。彩の国災害マネジメント支援員は、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備などの管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整などにより被災市町村が行う災害マネジメントを支援する。

【出典】埼玉県広域受援計画（平成31年3月）

### (2) 県職員等の受入れ【庁内全体】

危機管理防災班は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

### (3) 必要人数等の把握【庁内全体（各業務）】

危機管理防災班は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当者は、受援業務シート等を参考に、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

#### (4) 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

危機管理防災班は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。

危機管理防災班は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。

なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、政策企画課（受援班）と情報共有する。

#### (5) 応援職員等の受入れ【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう、事前に受援業務シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際に政策企画課（受援班）と情報共有する。

応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明する。

説明事項（例）	①現在の状況 ②関係者のリストや連絡先 ③執務場所、休憩場所 ④必要な物資の確保方法 ⑤働く期間・一日のスケジュール ⑥想定される危険や安全確保方法 ⑦業務の「内容」(何をするのか)、「目的」(なぜ、それをするのか)、「ゴール」(業務終了時、どのようになっているか)等
---------	--

#### (6) 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

政策企画課（受援班）は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

#### (7) 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。

応援の終了を決定する場合は、政策企画課（受援班）と情報共有する。

#### (8) 精算【庁内全体】

県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続を行う。

## 4 消防機関による応援

### (1) 応援要請

地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、応援等が必要であると判断した場合には、埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準の規定により、埼玉県内応援隊の要請を行う。埼玉県内応援隊の出動が困難な場合又は埼玉県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して連絡するものとする。

※緊急消防援助隊：消防組織法第44条の応援要請に基づき、災害時における消防活動をより効果的に実施するために派遣される部隊であり、ヘリコプター等で迅速に現地へ向かい、被災状況の把握や現地消防機関の調整等を行う指揮支援隊及び被災現場で消火、救助活動等の消防活動を行う都道府県大隊等で編成され、災害の規模により被災状況に応じた部隊が派遣される。

### (2) 受入れ体制

埼玉県内応援隊や緊急消防援助隊の受け入れ等は、埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準及び春日部市消防受援計画に基づき実施する。

### (3) 現地調整本部への職員派遣

現地調整本部には、市消防本部から消防職員を派遣し、各応援部隊の救助活動等に対して、地理、水利等の案内や助言等の支援を行うものとする。

### (4) 進出拠点及び宿営場所

埼玉県内応援隊や緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所については、春日部市消防受援計画に使用可能な施設を定めており、災害拠点の大沼公園以外にも、災害の規模により必要に応じて適切な施設を調整し使用するものとする。

#### <消防進出拠点及び宿営場所>

施設名	所在地	宿営形態等
総合体育施設（谷原中西側グラウンド）	谷原新田 1616 付近	テント宿営
大沼公園	大沼 7-12	テント宿営

※春日部市消防受援計画に定める施設

### (5) ヘリコプター離着陸場所

災害時において迅速な救助活動等を実施するためには、航空部隊への対応も重要となることから、ヘリコプター離着陸場所に市消防本部から消防車両や消防職員を配置し、離着陸に対する散水作業や安全確保等を実施する。

使用するヘリコプター離着陸場所は、市災害対策本部と連絡を取り、緊急消防援助隊で使用可能な施設を使用するものとする。

離着陸については、「6. 自衛隊による応援（6）ヘリコプター離着陸場所の留意事項」を踏まえ、安全な離着陸地帯と機数を確保する。

<臨時ヘリポート指定地>

施設名	所在地	管 理
大沼公園	大沼 7-12	春日部市・指定管理者
庄和総合公園	金崎 839-1	春日部市・指定管理者
西宝珠花グラウンド	江戸川河川敷右岸・野球場	江戸川河川事務所
首都圏外郭放水路多目的広場	上金崎 720	江戸川河川事務所

※春日部市地域防災計画に定める施設

## 5 警察機関による応援

警察広域緊急援助隊の受援に関しては、到着した部隊を速やかに配置するとともに、迅速かつ的確な部隊活動が実施できるよう、市災害対策本部は春日部警察署と連携し、活動車両の駐車場や宿泊施設等の確保を行う。

### (1) 警察広域緊急援助隊の概要

警察広域緊急援助隊は、警察法第60条の援助の要求に基づき、災害時に被災地において活動等を行う部隊をいう。

応援部隊は、救出救助活動を行う警備部隊、緊急交通路確保等を行う交通部隊及び身元確認等を行う刑事部隊で編成される。

### (2) 進出拠点及び宿営場所

警察広域緊急援助隊の進出拠点及び宿営場所は、災害の規模に応じた対応ができるよう、次の場所をあらかじめ選定しておくものとする。

#### <警察進出拠点及び宿営場所>

施設名	所在地	宿泊形態等
庄和総合公園（庄和体育館施設除く）	金崎 839-1	車両宿泊、テント宿営
上柳公園	上柳 15-1	車両宿泊、テント宿営
大沼公園	大沼 7-12	車両宿泊、テント宿営
総合体育施設（谷原中西側グラウンド）	谷原新田 1616 付近	車両宿泊、テント宿営
春日部高等技術専門校	下大增新田 61-9	車両宿泊、テント宿営

### (3) ヘリコプター離着陸場所

警察広域緊急援助隊のヘリコプター離着陸場所は、災害拠点となる大沼公園の離着陸場所を使用するものとする。

他の部隊が大沼公園の離着陸場所を使用している場合は、市災害対策本部と連絡を取り、他の離着陸場所を選定し使用するものとする。

ヘリコプター離着陸場所を使用するにあたっては、春日部警察署から安全確保及び通信連絡のための要員を派遣する。

## 6 自衛隊による応援

大規模災害に際して人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

### （１）派遣要請の判断

本部長は、大規模災害が発生し、人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合、県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。また、通信の途絶等により、県知事に要請できない場合、直接最寄りの部隊に通報する。

### （２）派遣要請の手続

#### ア 県知事へ要請する場合

本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する場合は、県統括部に以下の事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- |                                |
|--------------------------------|
| ①災害の状況及び派遣を要請する事由              |
| ②派遣を希望する期間                     |
| ③派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要       |
| ④派遣を希望する区域及び活動内容               |
| ⑤連絡場所、連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項 |

#### イ 本部長から通報する場合

緊急避難、人命救助等の場合で、事態が急迫し、県知事に要請する暇がないとき、若しくは、通信の途絶等により県知事への要請ができないときは、直接、陸上自衛隊第 3 2 普通科連隊へ通報する。

ただし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

#### ウ 自衛隊の救援活動内容

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、概ね以下のとおりとする。

自衛隊活動内容	
①情報の収集と被害状況の把握	⑦水防活動
②罹災者等の捜索、救助	⑧危険物の保安及び除去
③道路又は水路の啓開	⑨応急医療、救護及び防疫
④人員及び物資の緊急輸送	⑩炊事及び給水支援
⑤避難者の誘導、輸送	⑪通信支援
⑥消防活動	⑫救助物資の無償貸付又は譲与

### (3) 受入れ体制

自衛隊の派遣の受入れは、危機管理防災班が調整を行い、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ①派遣された部隊が効率的に活動できるよう、活動拠点、ヘリポート等を準備し、部隊へ通報する。
- ②派遣部隊との連絡窓口を現地調整本部に設置する。
- ③部隊との連絡責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して活動の推進を図る。
- ④派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機（器）材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

### (4) 派遣部隊に対する後方支援

市災害対策本部は、自衛隊の有する自己完結の機能を尊重しつつ、災害派遣の部隊に対し、次に示す後方支援を実施する。

- ・ 宿泊（野営）場所、駐車場に関する事項
- ・ 活動に必要な資機材の補給、仮設トイレ、発電機等の提供
- ・ 記者会見、報道対応等に関する事項
- ・ 被災者及び活動隊員に対する応急医療・救護のための薬剤等の供給

### (5) 自衛隊の活動拠点等


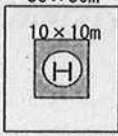

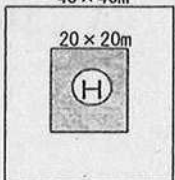

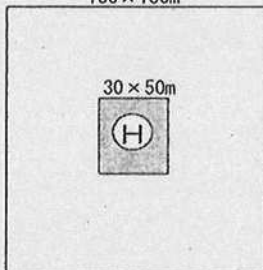
災害時の状況に応じて自衛隊の受入先等を以下の点に留意のうえ協議・調整して決定する。

- ・ 被災地への救助・救援活動が効果的に行える地域であること。
- ・ 適切な出入口を有し、必要な地積を有すること。
- ・ 避難所との重複を避けること。一時的な緊急避難場所についてはこの限りではない。

### (6) ヘリコプター離着陸場所の留意事項

- ・ 機種別の離着陸地帯等の基準（下図）を満たしていること。
- ・ 離着陸地点は軟弱でない平坦地であること。
- ・ ダウンウォッシュによる飛散物が無いこと。（必要な場合は散水実施）
- ・ 上空から確認しやすいように、地盤面に石灰等で「H」（直径約7m）の表示をする。
- ・ 吹き流し又は発煙筒を離着陸地点から30～50m離れた位置に設置する。
- ・ 飛散又は転倒するおそれのある障害物を撤去又は移動する。

**機種別の離着陸地帯等の基準**

機 種	OH-6（小型）	UH-1（中型）	CH-47（大型）
基 準	 30×30m 	 40×40m 	 100×150m 

内枠:着陸帯 外枠:ダウンウォッシュ(吹き降り風)を考慮した範囲

※自衛隊派遣に係る受援の手引きから引用

## 7 医療機関等による応援

春日部市医師会をはじめとした医療関係者の協力の下、被災の程度や被災地域の状態に応じて市内5か所に医療救護所を開設する。

### (1) 医師会等への要請

災害による負傷者が多数発生し、迅速かつ的確に医療救護活動を行う必要がある場合、災害対策本部にて協議の上、本部長が春日部市医師会等の関係団体に医療救護活動を要請する。要請に基づき、市と春日部市医師会等の関係団体による災害医療本部を設置し、医療救護班を編成して医療救護活動を行うものとする。

### ■医療救護班の活動

医療救護所の開設	地震や風水害等の災害発生に伴う災害対策本部が設置された場合に、災害医療本部長の指示に基づき設置する。ただし、要員の参集基準に基づく自動参集の場合は、災害医療本部長の指示を待たずに、参集と同時に設置し、医療救護班を編成して活動を開始する。
班編成	医療救護班の編成は医師、歯科医師、薬剤師、接骨師、鍼灸マッサージ師、看護師、その他医療従事者及び市職員等とする。
活動内容	①傷病者のトリアージ ②重症者(赤タグ)及び中等症者(黄タグ)を各医療機関に搬送 ③軽症者(緑タグ)への応急処置 ④医薬品・衛生材料・医療器具の需給状況の管理 ⑤医療記録(診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者の一覧)の作成 ⑥遺体(黒タグ)発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成 ⑦その他、状況に応じた必要事項

### (2) 県等との連絡調整

災害医療本部は、被害状況等の情報を収集し埼玉県災害医療本部、春日部保健所、その他関係機関と相互に連絡及び調整を行う。

### (3) 市外・県外の高度医療機関の受け入れ要請

災害医療本部は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外並びに県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

### (4) 応援隊の受け入れ

災害医療本部は、災害対策本部と連携し、県から派遣される医療救護班やDMAT(災害派遣医療チーム)等の受け入れ調整を行う。

## 8 災害ボランティアによる応援

災害規模に応じた災害ボランティアが円滑かつ効率的に活動できるよう、市災害対策本部及び春日部市社会福祉協議会は情報共有等連携協力を図るものとする。

被災状況を踏まえて災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したときは、市災害対策本部及び春日部市社会福祉協議会は協議の上、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。災害ボランティアセンターを設置しない場合においても、春日部市社会福祉協議会と連携して被災者支援を行う。

### (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害ボランティアセンターの設置・運営は、春日部市社会福祉協議会が主体となり、市、公共的団体、ボランティア団体及び埼玉県社会福祉協議会等と連携の下、効果的なボランティア活動が実施されるよう関係機関との連絡調整等を図るものとする。

災害ボランティアセンターの業務	
①被災者のニーズ調査・把握	⑤資材調達・貸出業務
②災害ボランティアの募集、受付	⑥災害ボランティアの移動支援
③活動に関する情報発信、各種相談	⑦市災害対策本部、関係機関との連絡・調整・情報共有
④ボランティア活動保険の加入手続	⑧その他災害ボランティア活動に必要な業務

### (2) 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターの設置場所は、春日部市総合福祉センター内とする。ただし、春日部市総合福祉センターでの設置が困難な場合は、市が管理する施設等のうち、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。

### (3) ボランティアニーズの調整

政策企画課（受援班）は災害ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、福祉総務班に要請する。

福祉総務班は、政策企画課（受援班）からの要請内容を整理し、春日部市社会福祉協議会と調整の上、災害ボランティア等を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。

### 第3節 物的受援

大規模災害が発生した場合に、市は避難者（避難所以外の場所に滞留する避難者を含む）に対して、食料や生活物資、衛生用品等の物資を調達し、供給する必要がある。

市では、指定避難所等に最低限必要となる食料、水、毛布等の生活物資を直接備蓄しているものの、避難が長期化した場合は、必要物資が不足することが想定される。

過去の大規模災害では、国や県、被災地外の地方公共団体、民間企業など様々な団体から物的支援が行われているが、災害の状況に応じて必要な物資が調達できないことや集積場所に物資が滞留し避難所への配送が滞るなどの混乱があった。

災害発生時における物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部から支援を受け入れる体制を整備する。

#### 1 物的支援の受入手順

##### (1) 基本的な物資の受入れ

###### ア 物資班の編成

市災害対策本部には、物資の調達及び輸送を担当する「物資オペレーションチーム」を編成し、物資調達の一元化を行うため、救援物資の要請・輸送等の対応を実施する。

物資班は、物資の要請受付窓口を設置した場合は、県災害対策本部へ連絡し、救援物資の調達に関し連携して実施する。

###### イ 物流専門家の派遣要請

市は、救援物資の受入、集積保管、在庫管理、仕分け等に関して民間事業者のノウハウ活用のため、協定に基づき必要に応じて物流に関する専門家の派遣を要請する。

###### ウ 調達を必要とする物資の把握

物資オペレーションチームは、市内の被災状況の報告等により、不足する又は不足が予測される救援物資の品目及び数量を把握する。

避難所の避難者数の報告により、市の備蓄物資から不足する物資を予測し、救援物資の品目及び数量を把握する。

###### エ 物資要請

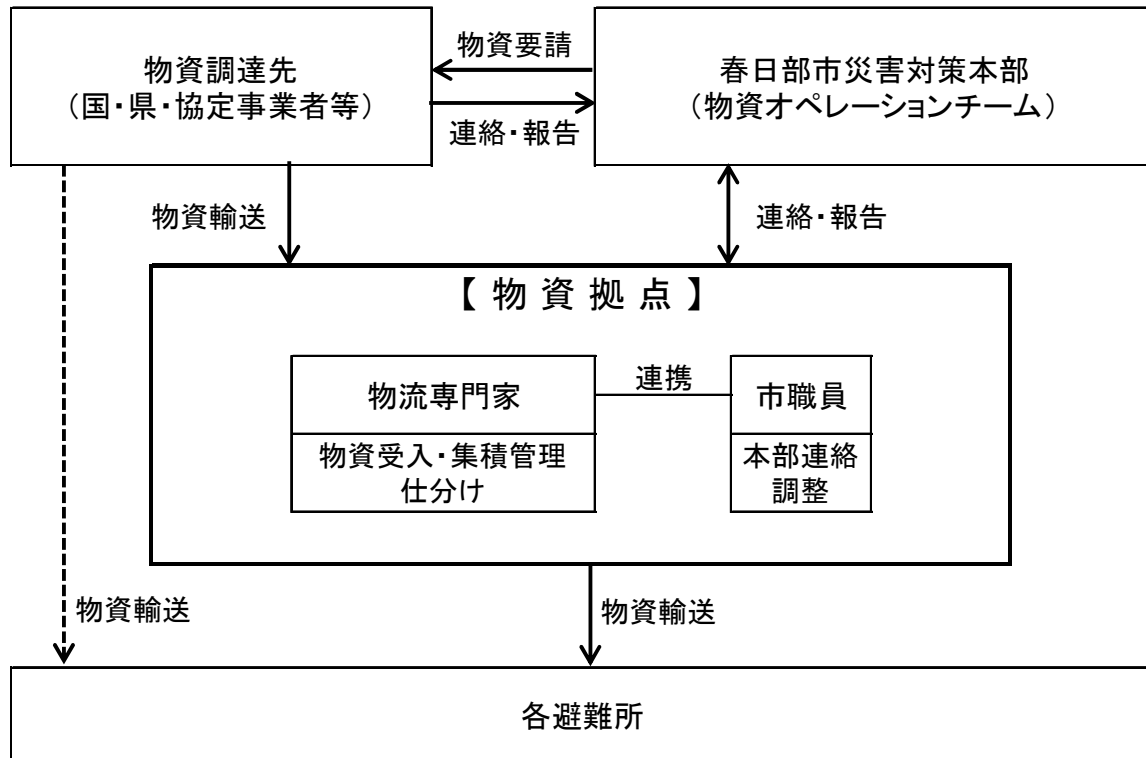
取りまとめた要望に応じて、物資オペレーションチームは、国や県、協定団体に必要物資の支援可否を打診する。各団体より必要物資の調達が可能な場合、市災害対策本部へ協議の上、本部長が決定する。

###### オ 物資集積場所

各団体からの物資は、物資集積場所に集積し、物資班（市民税課・庄和総合支所）が必要な避難所への仕分けを行う。

なお、物資班（市民税課・庄和総合支所）にて集積・仕分けが困難な場合は、政策企画課（受援班）と調整し、外部からの人的支援を要請する。

## 救援物資の流れイメージ図



### カ 物資輸送

物資班（市民税課・庄和総合支所）は、必要物資を避難所や災害現場等へ、管財課が手配する車両により輸送する。

なお、物資班（市民税課・庄和総合支所）にて輸送が困難な場合は、政策企画課（受援班）と調整し、外部からの人的支援を要請する。

## (2) 物資供給の役割分担

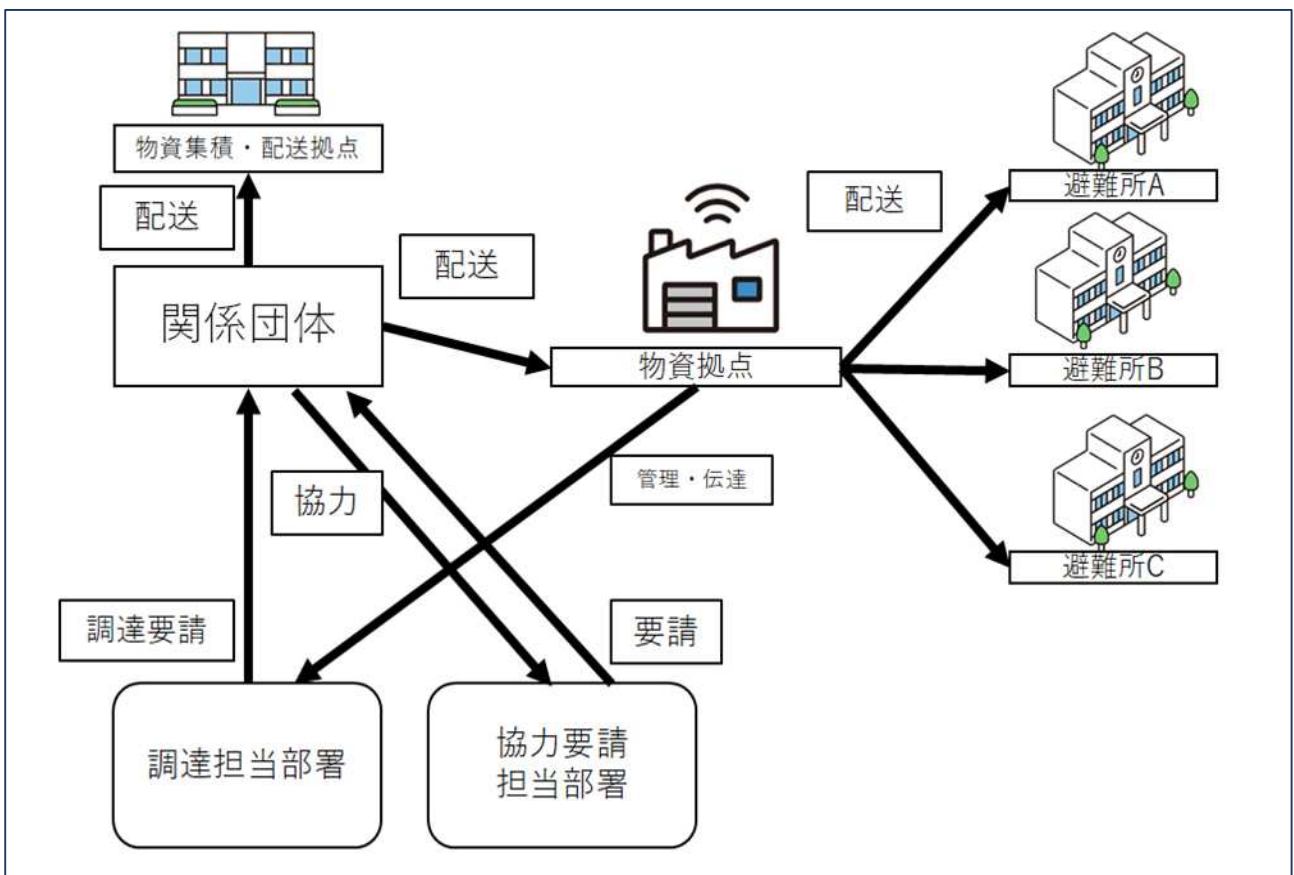
物的支援の受入れについては、市民税課及び庄和総合支所（物資班）において、大規模災害発生時、食料・生活必需品等を一元的に管理し、効率的に配分するための物資拠点を設置して対応する。

また、災害の規模に応じて「災害時における救援物資対応に関する協定」を活用することで、さいたま春日部市場株式会社の所有する施設を物資集積・配送拠点として設置し、物資の一時保管及び配送等を実施する。

特命班	担当課	事務分掌
物資班	市民税課 庄和総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、燃料、生活物資等の調達に関すること。</li> <li>・物資の集積、配給及び管理に関すること。</li> </ul>

※人手が不足する場合、庁内外から応援職員を受け入れ、活動を展開する。

図 1 - 9 物的受援の基本的な流れ



## 2 物資集積場所の運営

### (1) 物資集積場所の開設

市民税班は、平時から拠点物資集積拠点のレイアウトや必要資機材等の調達について、手順の確認、調整を行うものとする。市の指定した物資拠点で十分な物資受入を確保できない場合には、民間倉庫の活用ができるよう、民間事業者に協力を要請する。

#### ■物資集積場所

施設名	所在地
市民体育館（大沼公園内）	春日部市大沼7-12

### (2) 物資集積所の運営

物資集積所には、国、県及び協定事業者等からの救援物資を迅速かつ円滑に受け入れるため、物流専門家及び市職員等を配置し、連携して物資の受入、集積管理、車両誘導、仕分け及び市災害対策本部との連絡調整等を実施する。

市民税班は、搬入された物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫、出庫、在庫確認など物資集積場所の運営を行うものとする。

なお、人員や機材が不足する場合は、市災害対策本部と調整し、他自治体及び各事業者との災害時応援協定に基づき協力要請する。

## 3 道路状況の確認

道路建設班は、物資拠点から輸送先の指定避難所等までの区間について、道路被害状況を確認する。

また、物資拠点や指定避難所等の周辺道路では、それぞれ道路幅員や施設形状等が異なるため、物資班（市民税課・庄和総合支所）は管財班と連携し、道路の被害状況に基づき、どのような種類のトラックが何台必要か決定する。

## 4 物資の確保

物資班（市民税課・庄和総合支所）は、被災者の被災者の物資に関するニーズに速やかに対応するため、県（物流オペレーションチーム）への要請や民間企業等との協定等を活用して必要な物資を確保する。

種別	時期	内容
備蓄食料・物資	発災直後から	（要請なし）あらかじめ備蓄倉庫に備蓄されている食料を避難所避難者や在宅避難者に配布する。
協定事業者への要請	発災当日から	協定を締結している事業者に物資の供給を要請する。
協定自治体への要請	翌日以降	協定を締結している自治体に物資の供給を要請する。
県への要請	発災翌日以降	県に対して物資の供給を要請する。
その他	—	ホームページ、SNS、報道機関等を通じて支援を要請する。

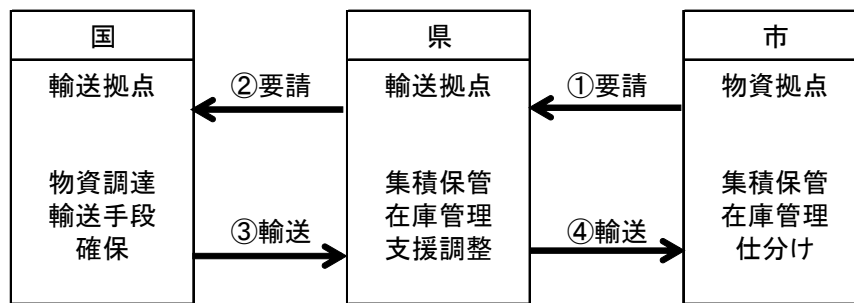
※災害発生後4日目から7日目頃までに国のプッシュ型支援として、基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用のおむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品）が到着する。

(1) 国・県からの物資の調達

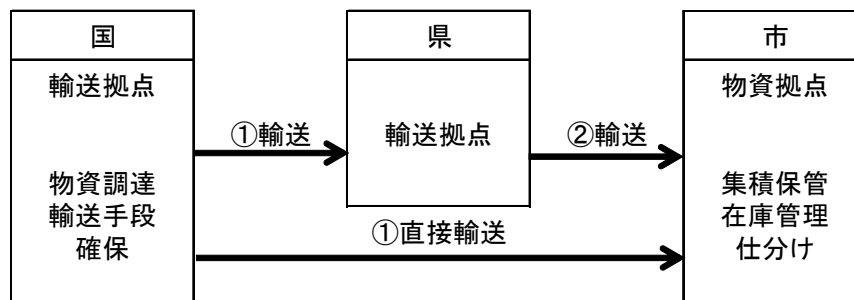
物資調達については、被災自治体の要請に応じて物資を支援するプル型と、被災自治体の要請を待たずに、国が不足物資を予測して緊急に支援するプッシュ型の支援方法がある。

通常の支援はプル型支援によるが、災害時には、被災自治体において正確な情報把握に時間を要し、必要な物資量を迅速に調達することが困難となることから発災直後はプッシュ型支援も実施される。

<プル型支援(通常の支援)>



<プッシュ型支援>



<主な物資応援の種類>

基本的な枠組み	応援等の種類
市町村自身による物資の確保	市町村の備蓄物資の提供・配送
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保(発注)
都道府県による提供・支援	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保(発注)
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

ア 国・県の物資供給に関する基本的な考え方

(ア) 備蓄物資

国のプッシュ型支援は、概ね4日目以降、必要とされる量の物資を届けることとしているため、市は県と連携して「埼玉県地震被害調査」の結果に基づく避難者数の概ね3日分(それぞれ1.5日分)に相当する量を備蓄している。

(イ) 国等からの物資の調達

国においては、県からの要請を待たずにプッシュ型支援により、県が開設する物資拠点に緊急輸送することとしている。

なお、県では、使用期限が短いなど備蓄に向かないものや、大量に必要となるものなど、県・市町村における備蓄だけで必要量を確保することが困難な物資については、国への要請や民間企業との協定により調達することとしている。

また、調達した物資は、県が設置する広域物資輸送拠点へ集積し、市町村が設置する地域内輸送拠点に搬入する。

イ 「新物資システム(B-PLo)」の活用

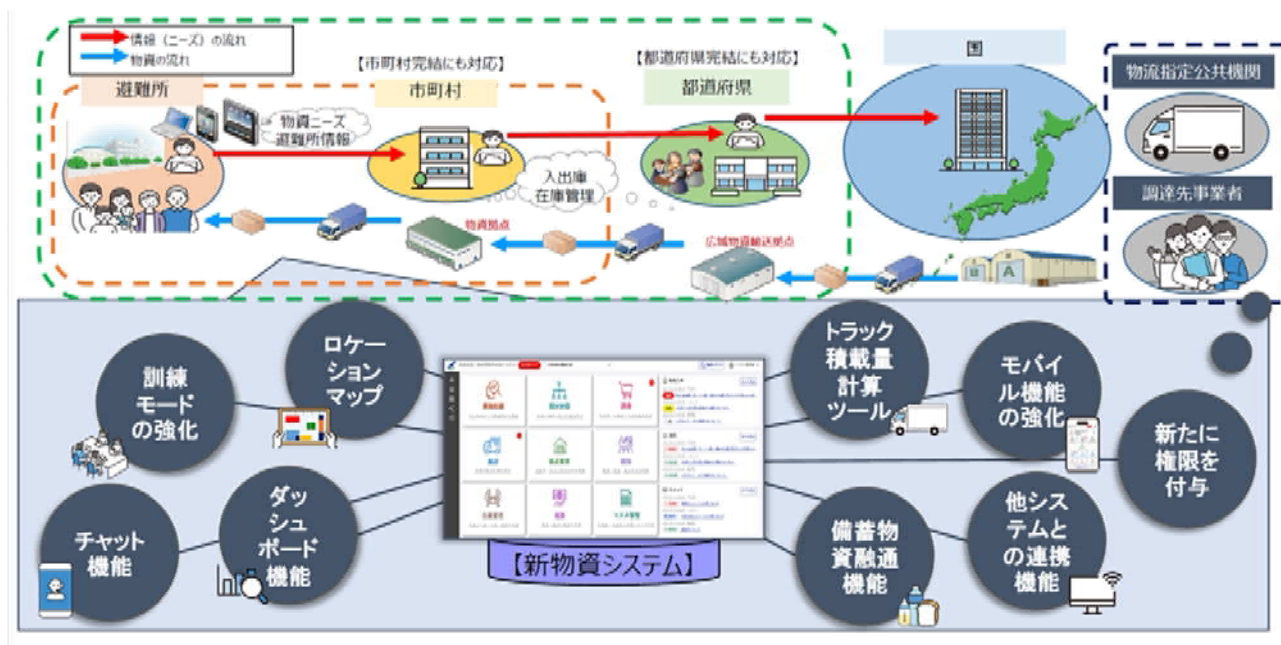
物資調達に関しては、令和7年4月1日から運用が開始された内閣府の「新物資システム(B-PLo)」を活用する。

新物資システムは、避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・都道府県・市町村において共有することで、迅速かつ効率的な物資配送を実現するシステムである。

新物資システムは、PC端末、タブレット、スマートフォン等の端末を問わず、Webブラウザを用いて下記アドレスより利用する。操作方法については新物資システムの操作マニュアルを参照のこと。

URL : <https://kunren-newbusshi.sobo.go.jp>

<新物資システム (B-PLo) のイメージ図>



出典：「新物資システム(B-PLo)の概要」 内閣府（防災担当）

ウ 埼玉県との調整

危機管理防災班は、県に対して要請する国や民間企業から調達する物資について、必要物品や数量、搬送方法等を、適時、県との調整を行うものとする。

エ 調達物資の受領

物資の受入れは、指定の集積拠点へ輸送・搬入されるが、緊急を要する場合は、事前に要請の上、県の集積場所から直接受領する。

(2) 災害時応援協定に基づく物資の調達

ア 物資供給に関する災害時応援協定の締結状況

災害時の食料品や飲料水、生活必需品の提供について、市内小売事業者等と災害時応援協定を締結しているほか、自治体間相互応援協定においても、協力内容に物資の供給が含まれている。

<物資支援に関する協定>

分類	協定締結団体名	要請可能な種目
自治体	藤岡市、富岡市、羽生市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市、津島市	食料、飲料水、応急復旧に必要な資機材
	越谷市	避難場所の提供
	埼玉県、埼玉県内の 62 市町村	食料、生活必需品応急復旧等に必要な資機材
	つくば市や伊勢崎市を含む全国 19 市	食料、飲料水、生活必需品、応急対策・復旧活動に必要な資機材
	国土交通省関東整備局	情報連絡員の派遣等
	蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	食料、飲料水
	栃木市、鹿沼市	物資、資機材
	水戸市	物資
	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所	情報・場所・施設の提供
	焼津市	物資
	小樽市	食料、飲料水、生活必需品、応急対策・復旧活動に必要な資機材
	豊中市	食料、飲料水、生活必需品、応急対策・復旧活動に必要な資機材
	埼玉県大宮公園事務所	避難場所の提供

分類	協定締結団体名	要請可能な種目
民間	埼玉県石油商業協同組合春日部支部	燃料
	春日部・庄和地区 LP ガス保安協会	燃料
	株式会社イトーヨーカ堂	食料品、衣料品、日用品
	株式会社桃屋春日部工場	食料品
	株式会社ミツハシ	食料
	春日部小売酒販組合、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、株式会社伊藤園	飲料水
	春日部電設協力会、株式会社アクティオ	公共施設における発電機による電力
	いなほの会	米
	浅野機材、安田、管財屋、日本鋳鉄管	水道施設の復旧に必要な資材
	生活共同組合コープみらい	食糧、生活必需品
	株式会社エナジー宇宙	移動式ガス発生器によるガス
	渡辺パイプ株式会社	水道施設の復旧に必要な資材
	株式会社赤ちゃん本舗	食糧、生活必需品
	株式会社ゼンリン	災害時の地図製品等
	東邦薬品株式会社 春日部営業所、アルフレッサ株式会社 久喜支店、株式会社スズケン 越谷支店、株式会社メディセオ 久喜支店	医薬品および衛生材料
	株式会社マミーマート	食料品および日用品
	アークランズ株式会社	日用品、資材、工具など
	さいたま春日部市場株式会社	市場商品
	株式会社タチバナ産業	段ボール製品等
	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	避難所用簡易間仕切りシステム、ハニカムベッド
	株式会社セキ薬品	物資
	株式会社八洋	飲料水
	イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社	物資
	株式会社 永嶋庄兵衛商店	米
	日産自動車株式会社、埼玉日産自動車株式会社、日産プリンス埼玉販売株式会社、株式会社日産サテオ埼玉	電気自動車の貸与、電気自動車用準電スタンドの使用
	飛鳥交通春日部株式会社	電気車両等による給電支援
	トヨタカローラ埼玉株式会社	車両の貸与、一時避難場所の提供
スギホールディングス株式会社	物資	

## イ 災害時応援協定に基づく物資の調達

物資オペレーションチームは、各班からの要請及び集積場所の在庫状況を物資班（市民税課・庄和総合支所）に確認したうえで、協定締結事業者に物資の提供を要請し、調達する。

また、危機管理防災班は、自治体間相互応援協定に基づく物資の供給が必要と判断した場合は、各応援団体へ要請する。

## 5 物資に関するニーズの把握

物資班（市民税課・庄和総合支所）は、各指定避難所等の市職員から必要な物資の種類及び数量を把握する。

また、物資ニーズを集約して、受け入れる物資の配送先をあらかじめ決定し、総務課と共有する。

## 6 物資の受入れ・仕分け・輸送

### （1）物資拠点が民間施設の場合

協定団体が主導となり、物資の受入れ・仕分けが行われ、指定避難所等へ必要な物資の輸送が実施される。

具体的な手続や手順については、協定団体と内容を協議する必要がある。

### （2）物資拠点が市施設の場合

#### ア 物資班（市民税課・庄和総合支所）の役割

物資班は、物資の受入物資の受入れ・仕分けを実施するため、市災害ボランティアセンターのボランティアや県等の応援職員を本部事務局の政策企画課（受援班）に要請することで、人手を確保する。

国、県、協定団体から支援を受けた物資を物資拠点で受入れ、品目ごとに仕分けを行い、整理整頓する。

#### イ 総務課の役割

原則として、物資輸送業者を活用して、指定避難所等に物資輸送を実施する。物資輸送業者の活用が難しい場合は、埼玉県レンタカー協会や埼玉県トラック協会春日部支部に車両の調達を要請して、効率的な配送を検討する。

### （3）輸送

市災害対策本部は、物資拠点から市内の避難所への物資輸送のため、協定事業者等への協力を要請し、救援物資の輸送手段を確保する。

物資輸送の際には、協定事業者等と協力し、各避難所の場所や規模等に合った車両で輸送するものとする。

必要に応じて、仕分け等の輸送に関する補助として、災害ボランティアセンターから派遣されるボランティア等に協力を求める。

救援物資の輸送に関して遅滞又は困難な状況にあって、物資輸送に緊急を要し、他に適切な輸送手段がない場合は、自衛隊に救援物資の緊急輸送を要請する。

## 7 その他拠点での物資配布

自宅の応急措置などで使用するビニールシートやスコップなどの物資については、被災者自らが必要な物資を選択できるように物資班が配布拠点を選定・開設して、配布する。

## 8 個人からの義援物資の取扱い

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされていることから、原則、市では、個人からの小口、混載の義援物資は受け付けない。

### (参考) 被災地被災地における義援物資の受入れに関する教訓

種別	内容
北海道南西沖地震	被災者をはるかに上回る個人からの義援物資が届いたため、職員が不眠不休で対応しても追いつかず、運送会社の対応に切り替えたが、保管する場所がなくなり、大型テントを新設したことから多額の費用が発生した。
阪神・淡路大震災・東日本大震災等	食料や衣類等を1つの箱に詰め込んだ小口で混載の義援物資は、現場で仕分け等に手間がかかるなど、現地の受入れにおいて混乱に拍車が掛かった。箱の中には、腐敗したおにぎり、医薬品の残り、不用品、古着が入っているケースもあり、焼却処分に多額の費用が発生した。

※東日本大震災以降でも、被災地では同様のケースが発生している。

## 第4節 費用負担

### 1 協定に基づいた費用負担

締結する協定に基づき、応援を受ける場合は、当該協定に基づき費用負担を協議する。

### 2 埼玉県市町村間の相互応援協定に基づいた応援費用負担

埼玉県市町村間の相互応援協定に基づき、市が県内自治体又は全国の自治体等の応援を受け入れた場合、下記の関係法令を踏まえるものとする。

ただし、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担する。負担区分について疑義が生じた場合は、市と自衛隊で協議する。

#### 【費用負担の根拠となる法令】

根拠となる法令	費用負担
災害対策基本法第92条	・ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた市が負担する。
地方公務員災害補償法	・ 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は応援自治体が負担する。
国家賠償法第1条等	・ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体が賠償責任を負う。 ・ 被災自治体への往復の途中において生じたものについては、応援自治体が賠償責任を負う。
災害救助法第18条	・ 災害救助法の規定に基づく救助に要する費用は、県が支弁する。

#### 【主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費】

応援・受援業務	要員	災害救助法の対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 ○対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外

応援・受援業務	要員	災害救助法の対象経費
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

### 3 協定に基づかない応援の費用負担

協定を締結していない自治体から応援の申し入れがあり、災害対策基本法第67条第1項（他の市町村長等に対する応援の要求）による応援要請を行った場合、災害対策基本法第92条第1項に基づいて、市が応援に要した費用を負担しなければならない。

なお、自主的な応援の場合は、応援に要した費用の負担を応援自治体に依頼する。

### 4 特別交付税措置

特別交付税に関する省令第3条第1項第一号に基づいて、災害等に伴う職員派遣又は受入れの費用については、特別交付税の算定対象となる。

対象経費	財政措置の対象
被災地域の応援等に要する経費	応援自治体
災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費 (地方自治法第252条の17に基づく派遣)	被災自治体

## 第5節 主な受援対象業務

主な受援対象業務における支援が必要な期間は、次のとおりである。

※大規模地震発生時での対応のうち、応急・復旧業務を抽出

種別	業務内容	担当	支援が必要な期間				
			発災 当日	1日 以内	3日 以内	14日 以内	14日 以降
本部運営	問合せ電話対応、緊急現場対応等	災	←				→
災害廃棄物対応	被災地生活ごみ・避難所ごみの収集・処理	リ・廃	←				→
	仮置場の設置、運営	環・リ・廃	←				→
	災害廃棄物の分別及び収集	リ		←			→
	災害廃棄物の処理及び処分	廃		←			→
ボランティア	ボランティア団体等との相互協力	福総	←				→
	高齢者・障がい者等の安全確保	福祉部・ こども未来部	←				→
	生活必需品の配給	行	←				→
	要保護児童の応急保育	福祉部・ こども未来部	←				→
	避難所における要配慮者への配慮 (巡回体制)	健		←			→
	医療情報の収集・伝達	健	←				→
	負傷者等の搬送体制	健	←				→
	後方医療体制	健	←				→
	応急危険度判定	建			←		→
応急給水	応急給水活動	工	←				→

## 第7章 課題と対策

市における非常時優先業務における業務執行環境の課題と対策は、次のとおりである。

NO.	課題	対策
1	防災拠点における家具転倒防止対策の実施が不足している。	<p>什器、パソコン、複合機等に対して転倒防止対策を実施する。</p> <p>避難経路の確保に配慮したレイアウトを再構成する。</p>
2	非構造部材の補修・補強が実施されていない防災拠点が複数ある。	天井材、照明器具、窓ガラス等の非構造部材の補修・補強を検討する。
3	非常用電源設備がない防災拠点が存在する。	<p>対象の防災拠点において、非常用電源設備の設置を検討する。</p> <p>重要な機器への無停電電源装置（UPS）の設置など、機器を安全に停止するための対策を検討する。</p> <p>太陽光発電、蓄電池、EV車から放電できるV2B充放電器等を備える。</p>
4	発災直後から多数の通常業務を平行して実施することで、停電時において非常用電源設備から十分な電力をまかなえない可能性がある。	<p>太陽光発電、蓄電池、EV車から放電できるV2B充放電器等を備える。</p> <p>非常用電源設備に切り替わった場合に、使用可能とする機器と数量を算定しておく。</p> <p>パソコン、複合機等を利用しない手作業等による代替方法を決定する。</p>
5	河川の氾濫等によって浸水被害の発生が想定される防災拠点が複数ある。	<p>対象の防災拠点において、止水板等の設置による浸水対策を検討する。</p> <p>期間設備の設置箇所を確認して、浸水の影響を受けない位置への再配置を検討する。</p>
6	勤務時間外に想定地震が発生した場合、職員の負傷等により、参集人数が減少する。	<p>職員の自宅での負傷を防止するため、家具転倒の防止対策、防火備蓄用品等について職員に周知する。</p> <p>安否確認の方法や手段を職員に周知する。</p>
7	大規模災害時における情報システムやネットワーク等の維持・復旧対応の充実が必要である。	ネットワーク機器の冗長化、外部のデータ保管先における非常時の連携体制の構築等を検討する。

## 第8章 計画の定着・改定

### 1 研修・訓練の実施

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努めるものとする。今後、市勢状況の変化や人事異動による各職員の役割や業務の取り扱い方法等が変わることを考慮し、毎年度一回は何らかの取組を継続的に行い、いざというときに速やかに本計画を遂行できるよう、平常時から準備しておくこととする。

訓練等を通じて収集される情報や対応等は、適切に記録を残すことで、どのような課題が明らかになったのかを抽出することができ、改善を図るきっかけとなる。同様に、災害が発生した場合にも、訓練と同様に情報収集や記録の整備を行うことで、今後の対応の改善に活かすことが期待される。

### 2 計画の見直し

#### (1) 点検・見直しの基準

本計画では、訓練等を通じて問題点を洗い出し、是正すべきところを改善し、計画を更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させる。

特に、防災計画に修正があった場合には、その内容を本計画に反映し、常に両計画の整合性を図りつつ、業務遂行の実効性を高めていく。

その他、国及び県の計画やガイドラインに変更があった場合、又は組織改正等があった場合にも、本計画の見直しを行うこととする。また、訓練等において明らかになった問題点を踏まえて、必要となった要員や資機材等を必要量確保できるよう検討する。

#### (2) 進行管理

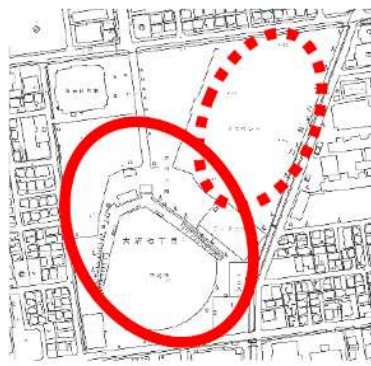
本計画の点検・見直しに際しては、部署ごとに業務に精通した担当者を専任し、人事異動に伴う参集予測の見直しや非常時優先業務継続体制に関わる課題への対応処置等、不断の点検・見直しを行うものとする。

【別図1】大沼公園 災害拠点平面図



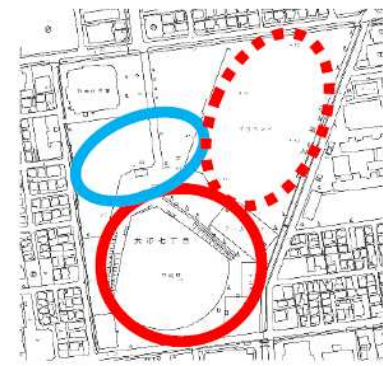
【別図2】大沼公園を活動拠点とする場合のエリア分けパターンのイメージ図

パターン1



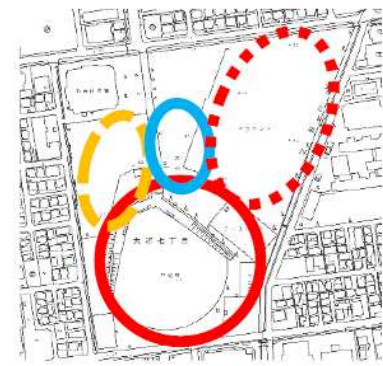
市民体育館を除くエリアすべてを自衛隊が利用

パターン2




市民体育館を除くエリアを自衛隊、警察広域緊急援助隊とが利用


パターン3





市民体育館を除くエリアを自衛隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊とが利用

凡 例

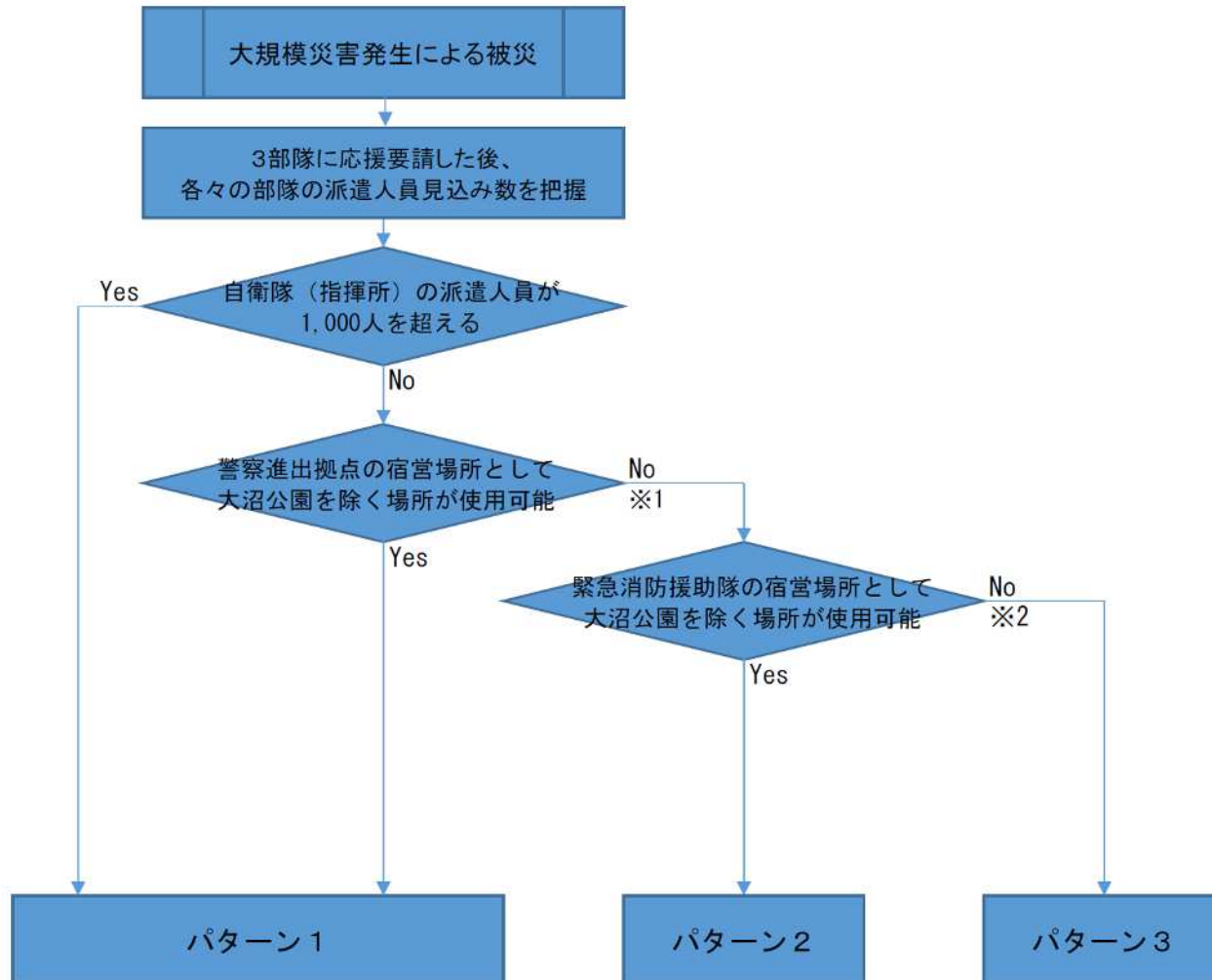
 自衛隊の宿営エリア

 警察広域緊急援助隊の宿営エリア

 緊急消防援助隊の宿営エリア

 ヘリコプター離発着エリア

【別図3】大沼公園を活動拠点とする場合のエリア分けパターンの判断フロー



※1 自衛隊の派遣人員が多く、春日部警察署が使用不能又は不足した場合には、市災害対策本部、春日部警察署、埼玉県春日部地域振興センター等関係機関との協議により、警察広域緊急援助隊が利用する施設を検討する。

※2 使用スペースが手狭になる場合は、※1と同様に活動と並行して、関係機関との協議により、各部隊が利用する他の施設を検討する。